

御役所

見分

後藤儀八 印

岡部段蔵 印

永山永助 印

(二二九)

奉願候口上之覚

去ル六日未明、御当所字柳生古井内へ誰やら落入候者有之、井内より幽ニ声ヲ発候ヲ、通り之衆被聞付、早速御大勢御指出御精々御助揚被下候内せひ尽相果、右之者旅人体にて四ツ倉浜鈴木茂七より水戸御領久慈村青山藤兵衛方へ之書状所持ニ付、早刻茂七并四ツ倉浜^{*}名主中江飛脚御指立為御知被成候付、右浜名主中去ル六日より八日朝迄村中相糺候処、四ツ倉之者ニ無之、尚又藤兵衛存候向も指当リ無之旨申来、右ニ付去ル八日青山藤兵衛方へ飛脚ヲ以為御知被下、右人相之者心当有之候ハ、早速親族爰元^{*}へ罷越死骸見届候様被仰越候ニ付、私共近々罷越死骸見届候処、当浜吉之平ニ相違無之、惣身無疵疑敷死体ニも無御座全ク狐狸ニ引廻され候儀と奉存候、勿論同人事兼而右酒^(天カ)ヲ望、乱心之持病折々指発、此儀親族共兼々案事罷有候、吉之平引揚之節御精々被下、死後之儀にて御念頃^{*}ニ御厄介ニ罷成難有仕合奉存候、右之次第御座候へハ、吉之平死去之儀ニ付、私共御疑申上候儀毛頭無御座候ニ付、右死骸私共江御渡被下候様偏ニ奉願候、此段差兼私共罷越印形持参不仕候ニ付爪印ヲ以奉願候、何分御取成筋 御役所様へ被仰上可被下奉願候、以上

文化六巳年三月十二日

久慈浜

吉之平倅

七之平 爪印

同人弟

壱十 爪印

(二二九)

^{*}浜名主 浜庄屋のこと。漁村には普通庄屋である岡庄屋とともに船庄屋が浜庄屋としておかれていた。ここでは浜庄屋が浜名主にあたる。(四九三) 船庄屋を参照。

^{*}爰元 ここと。此許。爰許とも書く。他称で貴方の意、自称で自分の方、この場所の意味がある。

^{*}念頃 ねんごろ。懇ろ、親切、ていねい。

^{*}爪印 つめいん。詰判とも。紙に爪の押し跡をしるすものと指頭に印肉をつけ、文書の自分の名前の下に押しして証としたものと二通りある。

同人妹聿

源三郎 爪印

内藤播磨守様

御館下御役人

大平権次郎殿

(1110)

以廻状得御意候、支配永作左吉へ別紙写之通御ほうひ被下置、於拙者ニ難有仕合奉存候、御覽御世話
なから御順達可被下候、以上

二月九日

石川儀兵衛

九郡并見習中宛

一、百疋

石川儀兵衛役所

御郡方手代

永作左吉

右者、去々卯年御借上ニ付収納辻等之義懸り申付、為取扱候処臨時之義別而骨折致太儀候由相聞候ニ
付、為御褒美本文之通被下置候条為取可申事

(1111)

扱下額田村久三郎と申者、飯島器八宅ニ而博奕いたし候由御掛ケ御座候付内々為相糺候所、遠路之事
故相分兼候趣委細先達而申上候所、本糺之上刑目論相伺候様御達ニ付穿鑿為仕候所、去八月中新町ニ
おゐて中石崎村久吉等と博奕いたし候而已屋敷等ニ而相加り候儀無之旨ヲ申張候ニ付強繩^{*}を以相糺候
へハ、去二月頃大場村等ニ而致博奕候儀ハ御座候へとも其外脇合ニ而博奕江拘り候儀決而無之旨、委
細ハ別冊口書之通申述候所、浜田等扱にて拘り人御座候間申合せ相糺可申候得とも、先ツ口書指出入

(1112)

^{*}中石崎村 なかいしざき村(茨城郡)。現東茨城郡茨城町中石崎。涸沼の北岸に位置する。

^{*}強繩 罪状を白状させるため繩を強く縛り上げること。

御覽候条、早速御下ケ可被下候、仍而此段申上候、已上

三月

加藤孫三郎

(三三一一二)

以書付致啓上候、扱下額田村久三郎と申もの、去八月頃飯島器八宅ニおゐて博奕いたし候趣穿鑿之上刑目論指出候様御奉行衆より御達御座候二付、為相糺候所、委細ハ別冊口書之通申述候得とも、御扱下等拘り人も御座候間、一卷相添御心得ニ掛御目候条御覽後、權藏殿へ被仰合御指出被下候様いたし度、此段得御意候、以上

三月十五日

加藤孫三郎

藤田次郎左衛門様

(三三一一一)

乍恐書付ヲ以奉御訴申上候事

- 一、年頃三十七八
 - 一、丸かほにてこいかたち
 - 一、せい^(背)高き方
 - 一、上着内子色花色無地
 - 一、下着裕二単もの
 - 一、萌黄大島之風呂敷壹枚
- 但、包ものなし

一、わき^(脇差)さし長式尺余

但、縁頭ともニ赤金無地

きやはん計はき申候

右ハ逃去り候もの容体

持道具失念之品

一、と^(感)壺ツ

一、小が^(カ)たな壺本

一、長のミ之形長七八寸 〆三品

是ハ逃去申候跡にて見付候所持之品失念之分

盗まれ忝品

一、夜着沓ツ

但、花いろにて紋桑之内ニ桔梗うら千草

一、同沓ツ

但、たて大島うらはぬいもの

一、ふとん沓ツ

但、表大しまうらかきかたつき

〆三品被盜候品

右ハ、昨十一日七ツ半時、当村助重与申者所へ罷越、水戸表より手綱まで罷通候職人之よし、雨天にて兩具も所持不致甚こまり申候、乍去刻限も早く御座候得とも右之次第故、今夕一宿為致呉候様申付泊置候得ハ、昨夜右之品持逃ケに被致行衛相知レ不申、右之段御訴奉申上候、以上

文化六年

石神外宿村

巳三月十二日

庄屋

勘兵衛

御郡御奉行所様

与頭 四人 印

(三三三一一二)

覚

一、夜着沓ツ

但、花色紋桔梗裏千草

一、同沓ツ

但、豎大嶋裏はぬいもの

一、蒲団巻ツ 但、表大嶋裏かき形付

メ三品

右、扱下石神外宿村介十与申者方へ、去ル十一日手綱^(通)辺へ罷通候職人之由ニ而菅宿為致候所、其夜前書之品々持逃候付、所々手訳致シ相尋候へ共行衛不相知由訴申出候間、此上於役所も質屋等相糺、当^(前カ)又同役共へも申合候様仕候へ共、此段御心得ニ申上候、以上

三月

加藤孫三郎

(三三三一一三)

以 廻状得御意候、石神外宿村介十と申者方へ泊り候旅人、去ル十一日持逃致候段別紙之通訴申出候付、御申合致シ質屋等心を附可申段、御奉行衆へも申出候間、乍御世話大御山守・御山横目ともへ御触出可被下候、御覽御順達可被下候、以上

三月十六日

加藤孫三郎

九郡宛

(三三三一一一)

乍恐口上書を以奉願上候事

一、高式石八斗四升六合

滑川村

内四斗九升四合荒地

百姓

新次兵衛

とし四十六

女房のえ

〃 四十二

男子庄介

〃 十九

男子米次郎

〃 十壹

男子留之介

〃 六ツ

女子はる

此者、当正月廿三日出生仕候

人別々七人

母 なを

内 男四人
女三人

〃 七十七

右新次兵衛義、往元極窮ニ而生得病身ニ御座候得共、前書之通家人別も大勢ニ有之候得者、三四ヶ年已前迄ハ農業賢クハ致兼候得共、夫々ニ仕取統罷有候所、去辰二月より中風之気味ニ而一向ニ働罷成不申ニ付、村役人執計ニ而定使為相勤置候所、去秋中より歩行不自由而已ならず愚団ニ罷成候而、更ニ用不足り時々上納催促并人足等宛候ニも女房ヲ召仕夜分杯ハ組頭直々相廻り御用向相運指引為相勤置候所ニ、女房義も此度出生之子有之候得者、定使も不相叶、物料（備）男子ハ生得病身之上大馬鹿ニ有之付、所々江子守等ニ貸候而も五日者被指置兼候体ニ御座候得ハ、何之用ニも不足り者ニ御座候、家内中ニ而壹人も本渡ニ持仕者無之候得ハ、皆々赤身之出候襪（襪）ヲ被、破家ヲ蕙菰を以困誠に目も不当風情ニ御座候得者、村役人之我々共不便弥増、是迄ハ取統指置候得とも前書之通大勢之竈（竈）、殊ニ何之弁も無キ幼年并馬鹿者ともニ御座候得者、喰物等ハ人並ニ而如何様ニも相届不申候、依而重キ御苦難之程も不奉顧恐入候得とも奉願上候者、右之者とも身命為相繫候程之何れニも御見分被下置候而御救

(二三三—二)

*中風 ちゆうふう。半身の不随。うでや足の麻痺する病氣。

*定使 じようずかい。名主・庄屋から、村民へ触書などを伝える小間使い。給金は村入用から支払われた。定夫ともいう。

*愚団 愚鈍（ぐどん）の意。無知で判断力のないこと。

*持 かせぎ。稼とも書く。仕事に励み、物品・賃金など収入を得ること。

*襪 襪 らんる。着古して破れた衣服。また、つぎだらけの衣服。

*竈 かまど。釜をかける所。転じて生活の拠点となるところから家、所帯を数える所帯の意味。

奉願上候、役人之我々とも不及慚稽(マヤ)ニ奉願上候御義ニ御座候間、御救被下置候ハ、当人不及申上村役人一同難有仕合ニ奉存候、仍而如件

文化六年巳正月

滑川村*

庄屋

六兵衛

与頭四人 印

御郡御奉行所様

(二三三一一)

滑川村

百姓

新次兵衛

四十六

女房のえ

四十二

男子庄介

十九

次男米次郎

十一

三男留之介

六才

四女はる

当才

(二三三一一)

*滑川村 なめかわ村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市滑川町・滑川本町・東滑川町。多賀山地鞍掛山の東麓に位置し、東は太平洋に臨む。

母なを

七十七

右之者、往元極窮之上家内も大勢二而及飢候趣願出候付、為相糺候所、新次兵衛義去春より類中之氣味二而歩行も相成かね、庄介義ハ生得病身之上馬鹿者二而持も不相成、其外ハ老少之もの二而、漸女房老人之働を以是迄取続候得共、是迎も当春出生之子有之、如何様ニも経営相成兼、尤宮田村ニ近縁御座候間、次男米次郎ヲ引取役介仕候へとも、是迎も極窮ニ而外々之もの合力迄ニハ不行届、寔ニ艱難之様子無相違相聞候間、女房并次男ハ相除キ母なをへハ来月朔日朝より存生之内、新次兵衛・庄介・留之介・はるへハ来ル酉年迄五ヶ年之内、御救御扶持稗被下置候様仕度、村願添此段奉伺候、已上

三月

加藤孫三郎

(一三四)

覚

文金、貳拾貳両貳分鑿壹貫五拾文小粒

此手形壹枚

是者、村々御立山江植立候杉苗御買上代・苗

植立人足日雇銭等受取之分

文金、拾両小粒

此手形壹枚

是者、右同断、当巳年植立付、日雇銭并杉苗御買上代等前金渡り之分

右之通、請取手形仕出候条御加裏判相済候様致度奉存候、此段吟味方へも御断可被下候、以上

三月

加藤孫三郎

(一三五)

以書付啓上仕候、追々暖和ニ相成候所、弥御安泰被成御座、珍重之御儀奉存候、然者太田村御城中へ

此度御殿相立候付、右御用去月中より私右場所へ相詰居候所、其御筋より七りん三ツ出来候様御達候座候所、御扱下白羽*茅根両村之内ニ石御座候所、石切私方より遣シ、引取候人馬も此方より遣候而、右石にて三ツ為切申度候所、御相對にて不罷成候ハ、追御断御廻申候様可仕候間、村方へ御達置被下候様ニハ相成間敷や、為御問合如此御座候、以上

三月十五日

加藤孫三郎様

坂場与蔵*

(二二六)

御書付致拜見候、暖相催候所弥御安静奉珍重候、然者太田仲條 御殿相立候付、七りん三ツ出来候様其筋より御達候所、扱下白羽・茅根両村之内より石為御取被成度旨致承知候、仍而ハ右村方へも配符指遣候間、切取ものへ為持御遣為御取被成候様ニと存候、併追而之見合ニも相成候間、追而御断御廻御座候様致度存候、右御報可得御意如斯御座候、以上

三月十六日

坂場与蔵様

加藤孫三郎

(二二七)

御書付致拜見候、扱下上高場村喜衛門三男清五郎と申者、御扱下中根村嘉平娘并見送ニ被頼候源蔵と申者へ於途中為負手疵、其場逃去居村へ罷帰居候趣中根村より訴出候間、同村拘り之者糺御懸追而可被仰聞候得共、清五郎義者早速召捕先ツ入牢申付置候様委細被仰聞候付、早速一昨十三日夜支配指出喜衛門宅へ罷越候所、清五郎義者去月廿三日方南筋へ商用にて罷出候由ニ而不罷在候付、申合相隠候哉と一ト通札候上、親喜衛門手繩申付置候、則別紙口書之通御座候、猶手筋相分り之儀も御座候ハ、被仰聞候様致度候、右御答旁如斯御座候、以上

三月

加藤孫三郎

(二二五)

*白羽村 しらは村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市白羽町。多賀山地の西側の丘陵が、里川の溪谷と接する台地上に位置する。

*坂場与蔵 坂場意時。号は流謙。

普請奉行。坂場太郎衛門治時の子。松岡郡方・大吟味方を勤め、寛政十二年には紅葉郡奉行小宮山次郎衛門のもとで勤め、彼に民富論を説き、同郡の建て直しを支えた。文政三年三月五日、七一歳で死去。著作に『国用秘録』がある。

(二二六)

*七りん しちりん。七輪。七厘。

土製の焜炉のこと。

(二三八)

三月十六日仕出御用

- 一、助川村郷士長山半大夫、此度半兵衛と致改名候段、前留之通筋々へ指出候事
- 一、田渡村こふ追放申渡書写、前留之通御目付方へ指出ス
- 一、上高場村清五郎一件、前留之通藤田次郎左衛門方へ及文通候事
- 一、下高場村佐次衛門弁納御延御達書返上、御奉行衆へ指出候事
- 一、*高原村病死人之儀、前留之通又々御奉行衆へ指出
- 一、赤林八郎左衛門殿竹木手形相廻候付、先達而受払方へ廻し置候、村方へ之証文封込返書遣呉候様支配より受払方へ申遣候事

一、外宿被盜品、前留之通御奉行衆へ指出候事

一、右同断之義、前留之通廻状仕出候事

一、大橋村立具師吉兵衛追証文、御普請方へ相廻候事

- 一、蚕種紙之義、郷村触之義廻状 一、常福寺入院候付人馬御断仕出廻状 一、御帰国二付、黒鉄頭鈴木専衛門より懸合二付、常葉組仕出廻状 一、御厩方納積之廻状 一、御城米台木駄賃錢 常わ組仕出廻状 一、永作左吉御褒美被下候廻状 一、宝性院様納積催そくの廻状 一、御目錄廻状尙袋 一、瑞龍御参拜取計廻状 × 宜見訳先々へ相廻候様遣候事

一、杉苗御買上請取手形并証拠書付共四枚

一、金拾両右同断、当年分前金請取手形壹枚手形御断共御加裏判極候様相廻候事

一、高貫御立山へ植立候杉苗御買上代等勘定仕出支配原市大夫より指出候分并証拠書共三枚大吟味方へ指出候様遣候事

一、大谷四兵衛御目見願、別留之通御奉行衆へ指出候事

(二三八)

*高原村 たかはら村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市十王町高原。多賀山地丘陵上位置し、村の北寄りを十王川が東流する。

*入院 にゅういん。僧が寺院に入り住職となること。

*常葉組 とさわぐみ。享和二年の郡制改革により、常葉組の奉行所は、水戸城下田見小路に置かれ、支配する村々は、茨城郡一ヶ村、那珂郡二ヶ村、計三七ヶ村。ほぼ現在の水戸市北部・那珂市東部・ひたちなか市西部あたり。文化六年の郡奉行は小原忠次郎。

*瑞龍御参拜 徳川家の墓所への藩主の参詣。瑞龍山には、水戸藩主徳川家累代の墓所があった。(二〇二一) 瑞龍山を参照。

一、滑川村之者飢人御扶持願、前留之通右同断
右之通受払方へ遣候事

同日帰り御用

一、田尻村觀泉寺材木願申出之通相濟候段御達候事

一、俊祥院様御通棺之節骨折候村役人御慰勞之義申出候所、是ハ何々之御用ニ而何ツ方へ罷出日數何
日と申事相分候様認直シ可指出との事ニ而申出御下ケ御座候間御廻申候

一、水木村武兵衛口書先達而御下ケ相成候所、何等之御達も無之ニ付如何相心得可申哉之旨權藏方へ
申越候所、是ハ最初伺之通相濟候事ニ有之由ハ八郎左衛門殿より御口達之事

一、水木村異国番所へ指置候挑灯^{*_(提)}等之儀、番人弁納ニ 相成吟味方ニ而御品出来代納ニ致候様御達ニ
付右同断、今程相廻り御品出来候哉吟味方へ受払方より問合候所、元ハ何れニ而捨候哉吟味方ニ而
不相分由申聞有之由之事

右件々申来候事

(二三九)

覚

一、金巻両巻分 横堀村 一、鏗巻貫六拾八文 上高場村

儀介 久藏

右獄扶持代相滞候付指支候由、富田太十郎より申出有之候間、来ル十八日迄ニ相納候様御達ニ致度候
事

三月十四日

石神御郡方

御町方

(二四〇)

(二三八)

*異国(舟)番所 寛政四年ロシ
ア船の日本接近に対して幕府は諸藩
に海防を命じた。これまで水戸領沿
岸には正保二年に建てられた湊・水
木・磯原の異国遠見番所があったが、
文化五年に水木・折笠村に海防陣屋
を建設した。

*挑灯 ちょうちん。提灯のこと。
夜道の往来のためたすさえ、また軒
先などにさげて目じるしにした照明
具。細い割竹を骨として紙を張り底
にろうそくを立てた。

以書付致啓達候、俊祥院様御新葬之節御支配拝借金仮手形ヲ以御受取被成候分、御役金方宛之年賦手形ニ御引替可被成候、尤指急候間早々御指出可被成候

三月十四日

蔭山三郎介

加藤孫三郎様

尚々、武田伴衛門・市村仁衛門之分共御引替可被成候、以上

(二四一一)

御書付致拝見候、御扱下久慈村吉之平与申もの、奥州湯長谷村ニ而変死之旨先方郡奉行より其許様へ書翰致到来候ニ付、御役所調役小松崎伴介より返書御目論両役所之内右等郡奉行江申来候ヲ、調役より返書いたし候類之見合も可有之哉旁被仰聞候所前々当役より直文通致候事も有之哉之由ニ候得共、去ル丑年中公儀御代官手附より皆川弥六殿江文通之節、伺之上調役より及返書候ふりニ御座候間、此度も右ニ准シ御目論之通可然与存候所、当春御寄合之節他所文通ふり御所務方調役名前計ニ而ハ筋合如何可有之旨御相談致候所、紅葉ニ而ハ両調役連銘ニ而致文通候趣次郎衛門殿被申候所、筋合宜様ニ有之、御列席之御方も御同心之様次郎左衛門相覚殊ニ当役より直文通無之ニもあらず候得ハ、武田伴衛門名前ヲ書加候而も過当ニも無之様被存候間、文言ヲも少々加筆いたし御筋江指出候所、別紙之通御直ニ而先刻御達ニ相成候間、則相廻此段得御意候、以上

三月十六日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

小原忠次郎

(二四一二)

加藤孫三郎扱下久慈村百姓吉之平与申もの、内藤播磨守殿領分湯長谷村ニ而変死一件死骸引取之儀ニ付、先方役人へ之返書案文江付札之通相直致文通候様御達可被有之候、仍而別紙令返却候、以上

三月十六日

赤林八郎左衛門

小原忠次郎様

(二四一—三)

別紙之通申来候間相廻申候条、宜御取計可被成候、以上

三月十六日

小原忠次郎

小宮山次郎衛門様

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門様

(二四二—一)

向山役者等罷登候二付、別紙之通寺社方より申出候間、扱々御同役中江早々御達可被成候、以上

三月十六日

岡部忠藏

藤田次郎左衛門様

(二四二—二)

覚

一、人夫

三拾人

一、馬八疋

右八来ル廿日一同引立江戸表江罷登候間、先達而相願候通件々御夫御伝馬先格之通向山御寺より小幡迄被仰付候様奉願候、尤十九日夜九ツ時相詰候様被仰付下度奉願上候、以上

三月十三日

向山役者

亮海

寺社

御奉行所

(二四三)

役所見習

式人御扶持

森新五郎

諸御用多支配相廻り兼候付、右之者御雇之儀相伺当三月中迄御濟口ニ御座候所、未御立山植立土地方
糺其外諸御用仕拔ニ罷成不申、殊ニ御帰国ニ罷成候而ハ別而取込相廻り兼指支申候間、何卒右之者 御
在國中御雇続ニ御濟被下候様仕度此段奉伺候、以上

三月

加藤孫三郎

右、権蔵方へ相糺御奉行衆へ指出候事

(二四四)

扱下谷津村郷士谷津善次父子江御用之儀有之趣申来候付指出候所、権蔵殿御出席ニ而右之通被仰渡難
有仕合奉存候、御覽御順達可被下候、以上

二月十五日

石川儀兵衛

九郡宛

谷津善次

同 三郎左衛門

善次儀及老年步行等不自由ニ而御奉公相勤兼候由願之趣も無余義相聞候、代々郷士やく律儀相勤候付
倅三郎左衛門へ親取来候物成五拾石無相違被下置候条、善次勤来候通可相勤者也

(二四五)

額田村

(二四四)
*谷津村 やつ村(茨城郡)。増井
組に属する。現水戸市谷津町。水戸
城下の西に位置する。

庄屋 市十郎
藤兵衛

其村者御用場之上往還駅場ニ有之間、年々多年人馬召仕候付、於役所ニも心ヲ付候へ共、其方共両人之内壱人ツ、年番持ニ懸リ申付候条、人馬仕方ハ勿論問屋共扣帳ヲも時々見届、諸事へ心ヲ用、費ニ不罷成様取計可申もの也

右之通御懸り衆へ伺之上申付候事

(二四六一一)

三月十五日

此者、去五月中居村追放申付候所、其後於太田村、水木村嘉市江為負手疵、剩於所々博奕相催殊ニ御構之地へ立入不届ニ付、御城下御殿場并元居村より他郡たり共五里四方相構、石神・小菅・大里御郡下其外松岡ヲも相構追放

瀬谷村出*

作次郎

右之通申渡候事

加藤孫三郎

(二四六一二)

覚

瀬谷村出

作次郎

右之者、伺之上、去ル十五日追放取計相済申候、仍而此段為御知申上候、以上

三月

加藤孫三郎

(二四六一三)

(二四六一一)

*瀬谷村 せや村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市真弓町の一部。多賀山地の南端風神山の北西麓に位置する。

*小菅御郡 (二九二一一) 小菅組を参照。

*石神御郡 (一) 石神組を参照。

*大里御郡 (七六) 大里(組)を参照。

覚

瀬谷村出

作次郎

右之者、御奉行衆へ伺之上、去ル十五日追放申付候間、申渡書写懸御目申候、以上

三月

加藤孫三郎

御目附様中

(二四七)

三月廿日仕出御用

- 一、瑞龍等へ御普請方直配符之儀廻状、常葉組へ返候事
- 一、御帰国二付人馬割之廻状、浜田組へ返候事*
- 一、瑞龍御参拜二付御舟手方へ之御断、別留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、夫金雑石御証文申出忝通、別留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、瀬谷村作次郎追放之為御知忝通、前留之通同断
- 一、石灰、助川村より納候分、賃伝馬二而可為送旨、別留之通御用人衆へ及返書候事
- 一、向山御寺内敷砂之義、別留之通御用人衆へ指出候事
- 一、瀬谷村作次郎追放申渡書写忝枚、御目付方へ指出候事
- 一、森新五郎御雇伺、前留之通権蔵方へ相頼御奉行衆へ指出候事

同日帰り御用

- 一、御鳥船入札開札相済、吟味方より下り候事

(二四七)

*浜田(組) はまだ組。享和二年の郡制改革により、浜田の奉行所は、水戸城下田見小路に置かれ、支配する村々は、茨城郡五四ヶ村、那珂郡一二ヶ村、鹿島郡二ヶ村、計六六ヶ村。ほぼ現在の水戸市南部、ひたちなか市南東部・大洗町北部あたる。文化六年の郡奉行は藤田次郎左衛門。

(二四八一)

別紙之通、常葉村^{*}与頭久助被盜品之儀訴申出候間、皆様へも御申合申例之通、御山横目等へ相達手筋可為相札旨御奉行衆へも申出候間、乍御世話宜御達被下、手筋相分り候ハ、被仰聞可被下候、御順達可被申候、以上

二月廿七日

九郡宛

小原忠次郎

(二四八二)

乍恐以書付御訴申上候事

- 一、木綿綿入沓ツ男物 但、茶紺豎縞裏千草
- 一、同茶紺立縞男物袷沓ツ 但、裏千草
- 一、同紺茶立縞羽織沓ツ 但、裏花色
- 一、同茶立縞袷沓ツ女物 但、右同断
- 一、女千草琥珀帶沓筋
- 一、木綿萌黄女綿入沓ツ紋丸之内鷹之羽
- 一、錢五貫文
- 一、金財布沓ツ 但、木綿縞裏白木綿紐
- 但、金拾四兩沓分式朱入
- 一、銅薬灌大小二而式ツ

メ九品

右、当村与頭久助宅へ昨廿六日夜盗人忍入、前書之品々被盜取申候、尤車長持^{*}へ入置候処合鍵二而明候様子ニ相見申候、此段乍恐書付を以御訴申上候、以上

文化六年巳二月

常葉村

(二四八一)

^{*}常葉村 とさわ村(茨城郡)。常葉組に属する。現在は水戸市新莊、八幡町、根本、松本町、末広町、上水戸町、新原、石川、松ヶ丘、自由丘、西原、東原、緑町、元山町、常磐町、天王町、備前町、大工町、梅香付近。日光、烏山方面への那須街道が東西に走り、笠間道・棚倉街道が走る。

(二四八二)

^{*}車長持 くるまながもち。近世底に車をつけて移動を便利にした長持ち。明暦の大火後江戸では使用禁止になった。

御郡御奉行所様

与頭 久兵衛

〃 与一衛門

〃 吉衛門

庄屋

桜井源衛門

(二四九)

昨三日御目付方へ致出仕候所、別紙写之通御目付より達御座候間、則相廻候条御順覧可被成候、以上

三月四日

小原忠次郎

九郡宛

御郡奉行より

一紙

組付触頭迄

此度、於 御本丸御男子様御誕生被為在候処、松平友松様与奉称候条、其旨可奉承知事

(二五〇)

以廻状得御意候、支配石川源左衛門へ去ル十二日別紙写之通御達御座候付申達候事ニ御座候、仍而為御知御留旁相廻候条、乍御世話御順達留りより御返可被成候、以上

三月十七日

白石又衛門

九郡宛

一、

白石又衛門役所

御郡方手代

右之者、此度御倉方手代へ御入人申付、米七石式人扶持被下置候条、其旨可被相達候事

石川源左衛門

(二五一一一)

扱下堀村久姓久左衛門与申者所へ一昨晦日夜盗人忍入、別紙之品々被盜取候旨訴申出候付、皆様へも御申合いたし、寄々質屋等為相糺候旨御奉行衆へも申出候間、乍御世話御扱下々大山守・御山横目等へ御達被下候様致度、此段得御意候条御覽御順達可被下候、以上

三月二日

小原忠次郎

(二五一一二)

一昨晦日夕、堀村久左衛門所ニ而被盜品、左之通

一、千草小倉古男帯壱筋

一、茶木綿女帯壱筋

一、小鏡壱ツ

一、木綿千草小縞裕男物壱ツ 但、裏千草

一、千草紗綾男帯壱筋

一、茶ひろふど裕羽織壱ツ 但、紋鷹ノ羽

一、も、引壱ツ 一、大織男帯壱筋

一、小鏡壱ツ 一、目鏡壱ツ

一、古足袋壱足 一、花色風呂敷壱ツ

一、木綿茶縞裕男物壱ツ 但、裏千草

一、紺立縞古前垂壱ツ

メ拾四品

(二五一一二)

*堀村 ほり村(茨城郡)。常葉組に属する。現水戸市堀町・新原町一(二丁目、双葉台五丁目、石川町一・五丁目辺。水戸城下の西上市台地の西端あたり。藩の稗倉2棟があった。

*大山守 山役人の名称。常に藩有林を監守し、山林の状態について郡奉行または郡方役所への報告を任務とした。水戸藩においては、南部では大山守・北部では山横目といった。

右、当村久左衛門と申所へ一昨晦日夕盗人忍入、前書之品々被盜取候付、此段御訴申上候、以上

文化六年

堀村

巳三月二日

庄屋 富衛門

与頭 四人

御郡御奉行所様

(二五二)

以書付致啓違候、里川筋鮎運上之儀、別紙之通御奉行衆へ相伺候所、申出候通御濟口ニ付入触^(札カ)申触候所、御扱下三才村利十落札ニ相成候付入札御廻申候間、宜御取扱可被申候、尤是迄ハ三ヶ年キニ御座候へ共、来年ニも至り候ハ、御鷹場御止ニも可相成哉、左候ハ、如前々鮭鱒共運上申付可然事と存候間、此度ハ先当老ヶ年入札申触候付、来年ニ至り候ハ、御役所より入札御申触被下候様致度存候、此段可得御意如斯御座候、以上

三月廿三日

加藤孫三郎

別紙申出并入札ハ略ス

入江忠八郎様

尚々、天下野村ニ而被盜品廻状、人參売捌方へ廻状、百姓御目見御披露之廻状、御帰国ニ付御省之廻状、都合四通御廻申候事

(二五三一)

扱下天下野村^{*} 劔屋伴七与申者所江、去ル朔日夜盗人忍入、別紙之品々被盜取候旨訴出候間、御扱下々質屋等致吟味候様大御山守・御山横目等へ宜御達ニ可被下候、尚御申合いたし相尋候段御奉行衆へも申出之事ニ御座候、御覽乍御世話御順達可被下候、以上

三月四日

岡野庄五郎

(二五二)

*三才村 さんざい村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市三才町。里川下流西岸に位置する。

(二五三一)

*劔屋 とぎや。研屋とも書く。刃物や鏡を研ぐ店。またそれを業とする人

(二五三一一)

乍恐以書付御訴申上候事

一、紺豎縞木綿男綿入

壹ツ

但、裏ちくさ

一、棧留万筋袷男物

壹ツ

但、裏ぎんちくさ

一、花色木綿袷羽織

壹ツ

但、丸ノ内ニ鷹之羽一ツ紋、裏郡内赤かすり島

一、みぢんしま脚半

壹足

但、こはぜ付

一、金壹両壹分式朱内 壹両小粒

壹分式朱南鐐

一、古金九分程

但、細工仕たがねにて切残

一、細工残り薄金五分ほど

一、鏝四百文

右、当村宿内礮屋伴七与申もの所江、当月朔日夜盜賊忍入、表細工場ニ仕置候所之戸ヲ明ケ入候与相見、夫婦寢入居候傍ニ有之小櫃より前書之品々被盜取候処、其節更々存知不申夜明一同起見付候ニ付、近所等江為相知早速罷出相尋候得共、手掛り更々無御座候、乍恐右之趣以書付御訴申上候、仍如件

文化六年巳三月

天下野村

庄屋

(二五三一一)

*こはぜ 小鉤、鞋。真鍮、角、象牙などでつくった爪形の具で足袋や脚絆などの合わせ目をとめるもの。

木村孫左衛門 印

組頭 八人 印

小菅

御郡御奉行所様

上

(二五四―一)

村々江為仕付候人参売捌方之儀伺置候処、右之儀ハ 公辺江も拘り候儀ニ候処、当年之儀ハ出来候人
参無ニ相成候茂如何ニ候間、他所向江不指出 御領内之薬店江売払候様、来年之儀者追而御達相成筈
去十二月中御奉行衆より御口達ニ御座候処、此節別紙之通御達ニ相成候間、御心得ニ相廻申候、早々
御順達可被成候、以上

三月十一日

小原忠次郎

九郡宛

(二五四―二)

水戸殿領分之内、朝鮮人参試ニ少々為作見申度候処、別紙之通寛政二戌年御触も有之候付、不苦事ニ
ハ可有之候得共、尚更及御問合候事

御付札

御書面之通ハ不苦儀ニ而、御別紙御書付写之外再御触等無之候

井上美濃守*

寛政二戌十二月廿四日

一、大目附山田肥後守殿より松平越中守殿江被 御渡、諸向江被相触候付、御城付共為心得為見被申
候書付写

(二五四―一)

*公辺 こうへん。江戸時代、公儀の徳川幕府(將軍)を漠然とさす語。

(二五四―二)

*井上美濃守 井上利恭(としやす)。幕府大目付。父は助之進。文政三年三月十九日死去。

*山田肥後守 山田利寿(としひさ)。幕府大目付。幕府旗本で知行地を武藏・常陸・上野に持つ。享和元年十二月十六日死去。

*松平越中守 松平定信(さだのぶ)。幕府老中。陸奥白河藩(一万石)三代藩主。徳川吉宗の子田安宗武の七男。前代の田沼政治を改めるため寛政の改革を断行した。文政十二年五月十三日、七十二歳で死去。

朝鮮人参之儀、^{*} 弘底之品ニ而高直成故、輕キ者及大病候而も容易用候事難成候付、享保年中より朝鮮種ヲも人参作殖候儀御世話在之候処、次第ニ増長致候、当時者諸国ニ而作覚世上差支茂無之趣ニ候間、公儀より作殖被仰付候義、以來被差止製法所ニ而店売相止候、是迄ハ朝鮮種人参作候義、無謂ニ而ハ不相成候処、已來ハ作候義ハ勿論売買共可為勝手次第候

十二月

(二五五)

扱下両村松小人共去秋小検見相濟候後、引方之義ニ付大勢他村迄罷出候由ニ付、手配仕為引返置候所、其砌ハ田作収納為仕御城米納為仕拔可然趣ニ相聞候間、糺指延、引方ニ付立合之支配并小検見人とも不当之見分いたし候義も可有之哉と内蜜相糺候得共、何ニ而も不心得之筋不相聞、其上小人共一向田方苟纏等^〆ヲも不致由之儀ニ候間、引方強ク候儀と計心得騷立候由ニ相聞候付、其月中穿鑿相懸候得ハ、東方村長三郎と申者小木津村帳元宅へ罷越、拝借金成共願貫可仕哉と相咄候儀ヲ、頭取作次郎承り度々寄合等いたし中途迄罷出候始抹、委細ハ筋書并別巻口書之通有之候不届之者共ニ御座候間、別冊刑目論之通可申付奉存候へとも、大勢之拘リニ而両村之傷ニ罷成候間、此度 御着城御祝義御大赦被仰付候御儀ニも可有御座候ハ、同クハ付札ヲ以相伺之通ニ申付候様仕度、此段かた々奉伺候、以上

三月

加藤孫三郎

(二五六)

扱下滑川村儀衛門娘儀之衛門姫ニ相成致家出居候故、縁懸置協合より縁辺取組候より事起、儀衛門義之衛門父子三人へ手疵為負候、拘リ之者共穿鑿仕候得とも、儀之衛門・義三郎兩人ハ手疵重吟味相成兼候段ハ、先達而委細申上口書一卷指出入御覽候通ニ御座候所、右兩人最早答ハ可相成由相聞候ニ付、

(二五四—二)

^{*}朝鮮人参 ウコギ科の多年草。薬用植物として著名。朝鮮又は中国東北部の山林樹下に自生。日本でも栽培された。

^{*}弘底 ふつてい。物が非常に乏しくなること。すっかりなくなること。品切れ。

(二五五)

^{*}頭取 とうどり。頭立つ人。集団の長。

穿鑿為仕候得共、外拘り之者申口ニ相違も無之候間、別冊之通刑目論仕候所、儀之衛門義姫之縁ヲ懸置候而、脇合より姫之致相談、儀衛門故障ニ相成致破談候由、婚禮之真似致、全ク為憤手疵被為負候始抹不届ニ御座候得とも、病氣付寝起自身ニハ相成兼候由ニ御座候間、此度御帰国被遊候御祝義ニ付、御大赦被仰出候御儀ニ御座候ハ、付札ヲ以相伺候通申付候様仕度、口書一卷相添入御覽候、此段奉伺候、以上

三月

加藤孫三郎

(二五七)

御書付致拝見候、去ル廿五日夜、金上村にて中根村嘉平姫等へ上高場村清五郎為負手疵候旨訴出候付、先書ニ及御掛合候所、早速清五郎捕方被仰付候へ共、他出にて宿元ニ不罷帰旨申合相隠候哉と御疑心を以、父儀手繩被仰付候由にて、尚手筋相分候儀も御座候ハ、可得御意旨被仰聞致承知候、且右一件拘り候者共相札候所、当六ヶ年已前嘉平倅相果候付、右清五郎入智ニ致シ姫しも江為取合候由之處、嘉平存意ニ不相叶、其外清五郎不速之次第も相聞候故、去ル卯十月中中根村追放申付候所、其後間もなく夜中嘉平宅へ忍入、無理くしもを上高場村迄召連候由、しも儀不得心ニハ候へ共、変ニも及候而ハ難儀致候付、先無是非罷越候へ共、宿元老若無心元、去辰四月中親里六ヶ新田庄屋方迄立帰罷有候由之所、去月廿五日夜金上村内罷通候節、清五郎事道蔭ニ隠居しも并致同道候馬渡村源蔵へも為負手疵逃去候由、右之通不束成ル清五郎ニ候へハ、此先共ニ変事出来申間敷ものニも無之候間、不得止事訴出候旨、拘り候者共申述候趣、委細別冊口書之通ニ御座候、前件之通清五郎儀父嘉平へ当リ不宜候付、中根村追放申付候所、其後立帰候而已ならず兩人へ疵付候段不届ニ御座候間、尋方被仰付行方相知候ハ、御糺御座候様致度存候、仍而口書一卷指添、此段御相談旁如斯御座候、以上

三月十八日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

尚々、嘉衛門手繩被仰付候由之所、老年ニも候へハ御指免シ、尋方計被仰付候而ハ如何可有御座哉、

(二五七)

*金上村 かねあげ村(那珂郡)。浜田組に属する。現ひたちなか市金上町・太平二丁目あたり。那珂川下流の北岸に位置する。

*中根村 なかね村(那珂郡)。浜田組に属する。現ひたちなか市中根の付近。

*馬渡村 まわたり村(那珂郡)。浜田組に属する。現ひたちなか市馬渡。寛永末に青塚村、二股村を合併して馬渡村と改称した。岩城相馬街道の脇街道の宿駅として発達した。

宜御了簡御座候様ニ奉存候、以上
右、手繩差免シ尋申付候段、一ト通及返書候事

(二五八)

十月廿日より十一月廿一日迄

一、鏝耆貫五百文

額田村

御山横目

左内

此者、御通棺之節、宿割御用并御法事中ハ、向山御郡方会所へ相詰拜聴人指引等相勤、其外御材木取等諸御用、御通棺前々より数日別而大儀仕候者ニ御座候

十月廿日より十一月廿二日迄

一、鏝耆貫五百文ツ、

同村

庄屋

市十郎

〃 藤兵衛

此もの共ハ、御通棺之節、市十郎義ハ御迎ニ罷出、藤兵衛儀ハ御先御案内仕、御法事中ハ拜聴人指引、御賄方御用其外御郡方諸御用、御通棺前々より数日相勤、別而大儀仕候者ニ御座候

十一月二日より同廿五日迄

一、鏝耆貫五百文

同村

組頭 甚衛門

此者、御通棺之節より御法事中迄打続、夜着諸道具寄物懸り申付、昼夜別而骨折大儀仕候者ニ

御座候

十一月朔日より同廿一日迄

一、鏝壱貫五百文ツ、

同村

庄兵衛

次兵衛

此もの共、御通棺之節より御法事中打続宿割懸申付、次兵衛儀ハ御施行場御用ヲも相勤、兩人
共数日別而骨折大儀仕候者ニ御座候

十一月朔日より同廿二日迄

一、鏝壱貫文ツ、

同村

馬問屋

介衛門

人足問屋

源左衛門

此もの共、御通棺より御法事相済候迄人馬指引いたし、別而骨折候者ニ御座候

十一月五日より九日迄

一、日数五日

馬問屋手添

市左衛門

人足問屋手添

儀兵衛

此もの共、両問屋へ相詰、御通棺前日より相勤、骨折候者ニ御座候

十一月十三日より同廿一日迄

一、日数九日

右兩人

此もの共、御法事之節、右同断

ノ日数十四日

此鏝五百文宛

十一月四日より同廿一日迄

一、鏝壹貫文

同村

組頭

伊兵衛

此もの、御通棺御法事中迄馬問屋へ相詰、数日大儀仕候ものニ御座候

十一月四日より八日迄

一、日数五日

同村

組頭

栄蔵

此もの、人足問屋へ相詰、御通棺前日より相勤、骨折候者ニ御座候

十一月十一日より同廿二日迄

一、日数十二日

同人

此もの、御法事之節、御賄会所へ相詰、諸御用相勤申候

ノ日数十七日

此鏝壹貫文

十一月三日より同八日迄

一、日数六日

同村

組頭

善四郎

此者、御通棺之節、御賄会処へ相詰、諸御用相勤申候

十一月九日より同廿一日迄

一、日数十三日

同人

此者、御法事之節、人足問屋へ相詰、数日骨折大儀仕申候

ノ日数十九日

此鑑壹貫文

十一月四日より七日迄

一、日数四日

同村

与頭

弥兵衛

此者、御通棺之節、御本陣御用相勤申候

十一月十三日より同廿日迄

一、日数八日

同人

此者、御法事中、向山御賄方御用相勤、数日大儀仕候者ニ御座候

ノ日数十二日

此鑑五百文

十一月五日より同七日迄

一、日数三日

同村

組頭

此者、御通棺之節、御先御案内御用相勤申候

兵次兵衛

十一月十一日より同廿二日迄

一、日数十二日

同人

此者、御法事中、向山御郡方会所へ相詰、諸御用相勤数日大儀仕申候

ノ日数十五日

此鏝五百文

十一月二日より七日迄

一、日数六日

同村

〃

小兵衛

此者、御通棺之節、舟渡御用并諸御用相勤申候

十一月十二日より同廿日迄

一、日数九日

同人

此者、御法事中、向山御賄方御用数日相勤申候

ノ日数十五日

此鏝五百文

十一月二日より同七日迄

一、日数六日宛

同村

嘉四郎

此者、御通棺より村々寄物手添申付、大儀仕候者ニ御座候

十一月十三日より廿五日迄

一、日数十三日

此者、御法事之節より諸品村返相済候迄数日詰切、大儀仕申候

ノ日数十九日

此鑑壹人五百文ツ、

十一月十日より同廿二日迄

一、鑑五百文ツ、

同村

此者、向山 御法事之節、寺内寄物懸り数日詰切相勤、大儀仕申候

十一月五日より同九日迄

一、日数五日

同村

富吉

利十

太十

与一郎

右五人

嘉十

惣吉

佐七

兵吉

林蔵

此者、御通棺之節、人足問屋へ罷出人足指引相勤、大儀仕申候

十一月十三日より同廿一日迄

一、日数九日

右三人

此者、御法事之節、右同断

×日数十四日

此鏝壹人五百文宛

十一月四日より八日迄

一、日数五日

同村

音十

此者、御通棺之節、宿割手添相勤、大儀仕申候

十一月十三日より同廿一日迄

一、日数九日

此者、御法事之節、右同断

×日数十四日

此鏝五百文

十一月朔日より同九日迄

一、鏝五百文

同村

清兵衛

此者、引接寺 御本陣御修覆之節より御旅棺迄打続右御場所へ相詰、大儀仕申候

十一月朔日より同九日迄

一、鏝五百文

同村

此者、御通棺舟渡諸御用相勤申候

七兵衛

十一月三日より七日迄

一、日数五日

同村

茂兵衛

此者、御通棺之節、御賄会所へ相詰諸御用相勤、別而大儀仕候者二御座候

利兵衛

十一月十二日より同廿日迄

一、日数九日

右兩人

此者、御法事之節、右同断

ノ日数十四日ツ、

此鏝卷人壹貫文ツ、

十一月三日より七日迄

一、日数五日

同村

左七

此者、御通棺之節、御賄会所へ相勤、大儀仕候者御座候

左兵衛

十一月十二日より同廿日迄

一、日数九日

右兩人

此者、御法事之節、右同断

ノ日数十四日

此鏹卷人五百文ツ、

十一月十二日より同廿一日迄

一、鏹五百文

同村

吉三郎

此者、御法事御賄御用向山方丈付手馴候者にて、前々より相勤、御賄方取扱ニ相成候而も名前ヲ以右 之もの呼出召仕、別而大儀仕候者ニ御座候

十一月十二日より同廿二日迄

一、鏹五百文

向山村

庄屋

栄三郎

右同断

一、鏹三百文ツ、

与頭 定衛門

伊衛門

此もの共、御法事之節、居村宿割寄物御用其外、向山御賄方御用等数日大儀仕候者ニ御座候

右ハ、去十一月申 俊祥院様御通棺并御法事之節、支配指出為取扱候所、右之者共へ手添申付候得共、存入宜、数日別而骨折大儀仕候者共ニ御座候、尤右等御用之節ハ他村より指働御座候役人共召呼召仕候処、左候へハ別而村方傷ニ相成候間、村方ニ而持切人数ヲも相減為相勤別而大儀仕候間、別段御了簡を以御ほうひ被下置候様仕度奉願候、以上

二月

加藤孫三郎

(二五九)

以書付致啓上候、然者御扱下滑川村新兵衛・庄介・留之介・はる飢人御扶持申出通、御濟口御達御座候間得御意候

一、額田村久次郎博突口書之面を以刑目論伺候様御達ニ而、壹袋御下ケ御達御座候間、宜御取計可被成候、以上

三月廿四日

長三郎

甚作

伴介様

茂三郎様

(二六〇)

以廻状得御意候、支配川又惣藏へ別紙之通御褒美被下置、於拙者難有仕合奉存候、乍御世話御順達可被下候、以上

二月廿六日

藤田次郎左衛門

九郡宛

一、百疋

藤田次郎左衛門役所

御郡手代

川又惣藏

右之者、大戸村掛申付置候所、右村之儀者川根付ニ而、御領他領数ケ村より落合候川筋故、大雨之節ハ数日水湛、年々四方水腐ニ相成、村方及難儀候所、植農村より他領常井境迄式里余之場所兩川縁生茂り候雜木・篠葉物并出倒等為伐取候付、去辰年中ハ格別水門早ク相成、御取付引方も相減村方救ニも相成、何角心ヲ用骨折致大儀之由相聞候付、為御褒美御金被下置候条為取可申事

(二六〇)

*大戸村 おおど村(茨城郡)。浜田組に属する。現茨城町大戸。涸沼前川の左岸に位置する。穀留番所があった。

*水湛 みずたたえ。湛えるは満たす、あふれるばかりにするの意。

*植農村 うえの村(茨城郡)。浜田組に属する。現茨城町長岡。涸沼川の左岸に位置する。中世大塚氏の一族が住み上野氏を名乗り、上野長岡村といったが、正保頃二村に分かれた。

(二六一—)

以書付致啓達候、来月十六日御宮田楽相勤候役人共、今年之儀者 御在國中二付前日内稽古為致度旨、仍而八来月十三日より御宮下旅宿迄罷出候様致度旨、別紙之通古川伊織より申出候間、右日限無延引罷出候様、当人共へ屹卜御達可被下候、且歩伝馬御証文之義も例之通手綱付之身共二宜御扱被下度、此段旁得御意候、以上

三月廿四日

松本七郎衛門

加藤孫三郎様

尚々、本文御祭礼御先弘之儀も、別紙之通り塩谷伊織より申出候間、是又御達可被下候、尚又支配共御加持手形御廻二付、則加印相極差遣候間、宜御取扱可被下候、以上

(二六一—)

一、歩行夫壱人 豊岡村* 一、伝馬壱疋 河原子村

丈之進 淡路

倅共

一、伝馬壱疋 小木津村 一、同壱疋 いし町村

刑部 民部

倅共 倅共

一、同壱疋 いし町村 一、同壱疋 足洗村

平大夫 主水

倅共 倅共

一、同壱疋 高萩村 一、同壱疋 成沢村*

主殿 祐之進

一、同三疋 下手綱村* 一、同壱疋 大塚村*

(二六一—)

*御宮田楽 おみやでんがく。水戸東照宮祭礼の前日の四月十六日に田楽祈禱が行われ、四方加持など7曲が演じられた。

*歩伝馬御証文 宿駅では伝馬役として馬役と人足役が賦課されたが、人足役を宿駅では歩行(かち)役とも呼んだ。江戸幕府は宿駅に老中の証文による証文伝馬を賦課し、無償の伝馬役を課した。水戸藩でもこれにならない、水戸東照宮田楽勤めの者に寺社方より証文を発行した。

*加印 かいん。承認や保証のため書類に印を押すこと。連判ともいう。

(二六一—)

*豊岡村 石神豊岡村のこと。

(二二八) 石神豊岡村を参照。

*成沢村 なるさわ村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市東成沢町、中成沢町、西成沢町と成沢町付近。東は海、西は多賀山地、山麓を岩城相馬街道が通る。

左近

善大夫

倅共

右、来ル四月十六日、於 御宮田楽御祈禱相務候付、前例之通四月十三日二者日限無相違、御宮下茂左衛門方旅宿へ相詰候様、御達シ被下置候様奉願上候、尤病氣指合等御座候ハ、前日ニ屹ト申出候様仕度、猶又伝馬御証文之儀者前例之通御済シ被下置候様奉願上候、以上

巳三月

田楽大夫

古川伊織

寺社御奉行所

(二六一—三)

覚

一、 高萩村

一、 大塚村

主殿

善大夫

一、 下手綱村

一、 いし町村

左近

民部

一、 豊岡村

丈之進

右、社人来月十七日 東照宮御祭礼御先拔^(殿)御用被仰付可被下候、以上

巳三月

塩谷伊織

(二六二)

扱下額田村久三郎儀、追々御達之振を以相糺候所、縫殿左衛門操芝居楽屋其外於所々博奕仕候旨及白状候付、口書指出入御覽候所、刑目論候様口書御下ケ御達二付、則別紙之通相目論候得共、御帰国被

(二六一—二)

*下手綱村 しもてつな村(多賀郡)。松岡領に属する。現高萩市下手綱。北寄よりを関根川が東流する。竜子山城跡がある。

*大塚村 おおつか村(多賀郡)。松岡領に属する。現北茨城市磯原町大塚。

遊候御祝儀二付、御大赦被仰出候御儀ニも御座候ハ、付札を以相伺候通、閉戸日数三十日申付候而も可然哉、口書相添入御覽此段奉伺候、以上

三月

加藤孫三郎

(二六三)

三月廿六日仕出御用

- 一、小林市衛門御普請奉行御雇被仰付候廻状
- 一、御普請方板杭木御断之廻状、壺通
- 一、堀村久左衛門被盜品廻状
- 一、於御本丸御男子様御出生廻状
- 一、御在国中所々御成候節御供之衆加扶持之廻状
- 一、常葉村与頭久助被盜品戻り廻状
- 一、谷津善次家督之廻状
- 一、川又惣藏所へ御褒美被下候浜田組仕出廻状
- 一、川上紋十郎右同断紅葉組仕出廻状
- 一、辰江戸御扶持舟掛り錢、浜田組仕出廻状
- 右、夫々ニ御見わけ御廻し可被下候
- 一、滑川村にて手疵負候者刑伺壺卷、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、村松両村小検見二付、騒立候者共刑伺壺卷、右同断
- 一、助川村出火二付為御知三通、別留之通御奉行御用人御目付方へ指出候事
- 一、額田村久三郎刑伺壺卷、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、子育金勘定壺卷、御勘定所へ指出候事、遣候事
- 一、穢多^{*}非人之義二付、廻状紅葉へ相廻し候様遣候事

(二六三)

*村松両村 那珂郡村松東方（ひがしかた）村と西方（にしかた）村の両村。石神組に属する。現那珂郡東海村村松。東は海で、汽水湖の真崎浦は江戸末期より干拓が行われた。また十三参りで有名な「虚空藏堂」が海岸近くにある。

*穢多・非人 えたひにん。近世の賤民身分で、穢多は皮革御用・行刑役・牢番役を勤めた。非人は共同体から疎外された乞食などをさし、斃牛馬処理、刑史、呪術、芸能など一連の穢れに対する清めの職能を担った。

一、向山寺内木伐之義ニ付、別留通御用人衆へ申出候事
右、受払方へ廻ス

(二六四―一)

加藤孫三郎役所見習森新五郎事、当月中迄忒人扶持雇之所、又々申出候趣も有之候へ共、右者来月中相濟候条、是又御申達可被有之候、以上

三月廿六日

松平権蔵様

赤林八郎左衛門

(二六四―二)

覚

忒人御扶持

役所出入

森新五郎

右之者、役所支配手不足ニ付御雇続、伺之上相濟候付、去ル朔日申付候、仍而此段為御知申上候、以上

四月

加藤孫三郎

(二六五)

以書付致啓達候、瀬谷村作次郎牢扶持代之義、別紙兩通申出候間、近日御渡御座候様致度、此段得御意候、以上

三月

大里組

石神組

(二六六一)

別紙申候通、常福寺入院之儀申来候間、為廻候条宜敷御取扱可被成候、以上

三月廿六日

小原忠次郎

加藤孫三郎様 藤田次郎左衛門様

尚々、可被通之荷物・通行之人馬御断共違候付、孫三郎殿へも得御意候、以上

(二六六一)

向山常福寺、来月朔日於江戸発住職之御礼相濟候へハ、即日出立ニ而三日入院之由人馬等之儀、別紙之通今日江戸より申来候間、御申合宜御取計可被成候、以上

三月廿六日

岡部忠藏

小原忠次郎様

一、四月二日 府中泊 一、三日長岡休 一、同日 向山着

一、人足三拾八人 一、馬拾五疋

右之通

(二六七)

扱下額田村百姓伊兵衛と申者、南筋へ売用ニ罷出、家内之者老人ニ而納戸へ臥居、下男等ハ二階へ相休候所、去ル廿八日夜盗人忍入、箆笥錠打破金子盗取立去候由、尤員数之儀者当人留主故聴と不相分候得共、百六七拾両程も可有之段、家内之者申聞候由、村方より訴申出候所、更々手掛り相見不申候得共、追々手筋相求候様可仕奉存候、仍而此段申上候、以上

四月

加藤孫三郎

村訴ハ略ス

(二六六一)

*江戸 こうふ。ごうふ。江戸のこと。江戸幕府があるところ。徳川家康が天正十八年に入国し、慶長八年に江戸幕府を開設した。享保年間以降は人口百万都市となる。

(二六八)

以 書付致啓達候、来ル九日村々鎮守明神磯出之所、若もの共花美^{*}之着服いたし候不心得之者も有之由相聞候間、忠次郎殿へも御申合致候、別紙之通村々へ申達候事ニ御座候、仍而ハ御扱下よりも如斯御座候得ハ、御触出ニいたし度候、右左も無之候ハ、村々御達可被下候、仍而下書相廻此段得御意度如斯ニ御座候、以上

四月三日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

但、別紙ハ触文ニ而留在リ爰ニ略ス

(二六九―一)

郷中隠職人御普請方直呼出之儀ニ付、申出御留ニも可被成与、又々相廻候条御順達留りより御返可被成候、以上

三月廿五日

小宮山次郎衛門

九郡宛

(二六九―二)

隠職人於御ふしん^(普請)方直呼出之儀ニ付、御役名之申出書御目論之面、皆様御同心にて御廻状相戻候処、幸八郎殿御付札之面、少々指加候間御草稿僅相直、去ル十九日御用人衆へ指出候事ニ御座候、仍而此段得御意候、以上

三月廿一日

小原忠次郎

小宮山次郎衛門様

尚々、諸郡へも御席々又々御廻可被成歟、此段得御意候、以上

(二六八)

*花美之着服 かびのちやくふく。
はでやかな衣服を身につけること。

(二六九—三)

以廻状得御意候、郷中職人之内元帳へ無之小細工之者共、御普請方直呼出之儀、先達而為御知申候通、御普請奉行中へ及掛合候処、筋へ申出候由二而、別紙之通御達二相成候得共、百姓共外役所より直呼出与申候而ハいか、敷御座候二付、別紙草稿之通申出候様致度存候、御役名申出之儀及御相談後相目論可申等之処、無其儀段如何ニ御座候得共、遠所之手隙取も御座候間、御同心無之候得者不用二仕候迄之義故、手短二相目論及御相談候条、思召御存分ニ可被仰下候、以上

二月

九郡宛

小宮山次郎衛門

巳二月三日

一、郷中隱職人之儀、御普請方より役所へかけ合之上、指出度段申出在之候処、^{*_(五)} 弥張是迄之通御ふしん方ニ而呼出為相勤候儀二候間、其旨御達候事
但、外九郡へも右之趣申合候様にて御達候事

(二六九—四)

郷中隱職人之儀二付、御達御座候付得御意候所、御役所より御申出被成候義ハ無之御分り兼被成候由被仰聞候所、右ハ御普請方より申出候二付、御達二相成候由ニ奉存候、右答如此ニ御座候、以上

二月八日

次郎衛門様

権蔵

(二六九—五)

御書付致拜見候、御帰国二付指急キ之御用御座候二付、御扱下諸職人共呼出申遣候所、其御役所へ御文通不申直呼出之儀ハいか、相心得候哉、御糺も御分被成兼、又ハ小細工さした人等にて御さし出被成

(二六九—三)

* 矢張 やはり。案の定。矢張りは後世の当て字。

兼候趣、かた／＼被仰下致承知候得共、先年より隠れ職人改役相立置、見出次第直呼出申付来候得共、郷中へ御触出之旨にて直呼出仕候而も罷出兼候様子ニ御座候処、御國中へ拘り候義ニ而我々共了簡にて相決兼候ニ付、御書付さし添其御筋へ相伺之所、以来是迄之通り直呼出仕召仕候様にて御達御座候、尚又御郡方へも直呼出為致候旨御達有之趣ニ付、此間御文通申候得共、夫も行違候様ニ御座候、仍而諸職人之儀ニ付、先年より直呼出仕来申候へハ、今更御相對にて指扣候儀ニ者難致御ざ候、於此方ニも隠細工いたし候義見答候而申達候得ハ、以来被仰聞候通御改帳之外呼出不申候而も故障在之候間、御掛ケ合ニ而ハ承知不仕候而、其御筋より御達御座候様仕度奉存候、仍被仰聞候間、以来共直呼出申付候間左様御心得可被下候、為御答如斯ニ御座候、以上

二月八日

御普請奉行共

小宮山次郎衛門様

(二六九一六)

郷中隠職人、御普請方より役所へ不掛合直ニ呼出候ニ付、旧冬小宮山次郎衛門より御普請奉行迄掛合候旨御ざ候所、右役所より申上候由ニ而、弥張是迄之通御普請方ニ而直呼出為相勤候様、尚又九郡へも申合候様次郎衛門へ御達之趣承知仕候所、右之通り直呼出ニ而召仕候儀、於役所ハ是迄相心得不申候義ニ御座候、諸職人之儀ハ、於役所々々吟味之上元帳御ふしん方へ相廻御用有之次第、右役所ニ而元帳名前ヲ以呼出シ召仕候事ニ御座候得共、僅之細工等いたし候もの者全ク平之百姓ニ而御座候へハ、支配役所へ無沙汰之呼出申候筋無之様ニ奉存候、御普請方計へも無之外、諸役所ハ不及申於御筋御用御座候而も、支配役所へ御達無之直御呼出与申義ハ無之事ニ御座候、尤右隠職人之儀ニ付而ハ、去八月中御達之趣も御座候付、於役所も随分吟味仕候而元帳ニ組入候様ニハ仕候得共、今以吟味不行届洩居候分も可有御座候奉存候間、右様之者ハ右役所より役所へ申遣候得ハ、早速元帳へくミ入、右役所へ指出、御用為相勤、是迄隠居答振如夫々ニ可申付奉存候所、右役所より直呼出召仕候得ハ、たとへ御普請方御用ハ相勤候而も、支配役所ニ而者いつまでも不存居候事故、何等之咎も不申付候様ニ而ハ、

何共相濟不申事二而、却而職人共申合二而支配所へハ永ク隱候類も難計奉存候、其上此節ハ厚キ 尊慮ヲ以配符御厭も有之百姓共一統難在奉存候砌ニ御座候所、次郎衛門名前違等にて其村ニ無之名前之者ヲ呼出、或ハ何村隱職人壱人杯々相違、其外老人・病身等にて願之上、職分相止メ居候者ヲ呼、尚更同人ヲ重々呼出、又ハ脊持等にて農事本渡不相成少々之繕細工等いたし候者迄、其時々遠所之村方迄、昼夜刻付配符にて呼出相達候処、間々村次不順にて配符參着及遲滞候得ハ、又々延引之次第村役人ヲ以申出候様追配符到来仕候、右等之内ニハ相分り兼候次第も在之、村役人より支配役所へ伺出候様成儀も御座候得ハ、人夫村役人迄誠ニ無益ニ相傷、折角配符御厭之 尊慮被為在候砌、於我々残念ニ奉存候、右之通甚故障も在之候儀ニ御ぞ候旨、たとへ右役所にて先例在之直呼出仕来候段申上候共、以来ハ其時々役所へかけ合候様ニ御普請方へ御達置被下度奉存候、仍御達之旨ハ御座候得共此段申上候、以上

巳三月

御郡奉行共

(一七〇)

御廻状致拜見候、目論之通御申出之儀、於拙者ハ何之存意も無之御同心ニ御座候、留ニも不致相廻申候間、御決着之所、追而可被仰下候、以上

二月廿日

石川儀兵衛

(一七一)

御廻状致拜見候、義兵衛殿御付^{*}出之通、御同心ニ御座候、於役所ニも留ニも不致御廻申候間、御決着申候処、追而可被仰下候、以上

二月廿二日

白石又衛門

(一七二)

(一七一)
*付 出 つけだし。郡奉行衆の伺書の案に対して意見を記した付箋を添付しておくこと。

村々隠職人、御普請方直呼出之儀、一々御尤御座候、拙簡へも度々間違・無法之呼出いたし、村々費傷不少候、たとへ御達相成候共相止メ申度候、右之儀ニ付候而ハ度々及文通掛合候事御座候、甚々御同心ニ御ざ候、宜御申出可被下候、以上

二月廿六日

弥六

外付札も大図同意ニ付略ス

(一七二)

以廻状致啓達候、支配宮田清介呵押込置可申旨御達ニ付、去月十九日申渡候所、当月十八日迄ニ而御免ニ相成申候、依而別紙被仰渡書写懸御目申候、御覽乍御七話御順達可被下候、以上

三月廿七日

藤田次郎左衛門

九郡宛

藤田次郎左衛門役所

御郡方手代

宮田清助

湊村百姓新介与申者、女房懐胎申出も無之致半産候疑心ニ付、去七月中縄下申付日数七日過免許可申付処致脱落、日数六十四日相後恐入候旨申出候、右等之儀ハ何分念入取扱可申処、畢竟心得疎故之儀与不調法至極ニ付、呵押込置可申者也

(一七四一)

乍恐以書付奉申上候事

一、当村吉之平、湯長谷村御館下ニ而水死仕候処、死骸請取候様被仰下候ニ付、右由緒之者共并組頭指遣、先方名主江掛合右場所江罷越、御作事方下目付并名主組頭等立合之上、死骸相請取候処、由

(一七三)

*呵押込 しかりおしこめ。呵は白州に呼び出し、その罪を叱責するもので、押込は獄舎やその他の場所に罪人を隔離する刑罰であるが、水戸藩の場合、叱つて自宅に謹慎させた。

緒之者并願^(共)二而先方へも対談之上、同所真言宗長徳寺江葬申候、尤最初より彼是懇之取扱二罷成、猶又出役二而世話二相成候者、名前別紙二相認奉御覽入候、依如件

文化六年巳三月

久慈村

別紙末三枚目二有

庄屋
与頭共 印

御郡御奉行所様

(二七四二)

△此申出末拾三枚目二有

乍貴答去ル十八日御指出貴札同廿日相達致拜見候、先以被成御揃弥御堅康被成御勤仕珍重御事奉存候、然者先達而孫三郎殿江申上候通、当領湯長谷村内古井落入候者在之、同日未明大勢打寄介揚候内相果、療用指加候処難叶、右二付当役人共及見分候、則右見分書写、先達而懸御目候通二在之、右死人、岩城四倉鈴木茂七より其 御領分久慈村青山藤兵衛江之封状所持二付、即刻四倉江為相知候処、同所之者二無之、藤兵衛江致文通候向へも無之、右二付早速久慈村藤兵衛江人相書飛脚を以申遣候所、親類罷越、死骸見届候処、右村吉之平二相違無之、死骸引取之義当役所江右親類共より願出候二付、為御知旁右之段得貴意、猶又其 御役所二おゐて久慈村御糺被成候処、同村吉之平死骸二相違無之旨申上、右二付吉之平由緒之者并村役人中爰元江被成御差越、右死骸引渡候様被成度段御紙面之趣承知仕候、被仰下候通久慈村親類并村役人中江死骸早速引渡候様可仕候、且爰元世話之向御挨拶被仰下被入御念候御事二奉存候、前書貴答申上候趣共孫三郎殿江宜被仰上可被下候、右御再答如斯御座候、恐々謹言

三月廿日

野村新右衛門

知秋(花押)

右色才助

武田伴右衛門様

小松崎伴助様

御追書致拜見候、久慈村より爰元江罷越候親族共、当役所江願書さし出、右写先達而懸御目候処、御落手被下候旨被仰下承仕候、以上

(二七五)

四月朔日仕出御用

- 一、奥御賄方納芹半長物式拾七束、本手形ニ引替候様受払方へ廻ス
- 一、額田村伊兵衛金百両余被盜候段、前留之通御奉行衆へ申出候事
- 一、滑川村新次兵衛等飢人相濟候、為知吟味方へ指出候事
- 一、大谷四兵衛等御目見相濟候、別紙御達書御奉行衆へ返上致候事
- 一、常福寺入院人馬等之廻状并御帰国ニ付人馬減方之廻状、常葉組へ返候事
- 一、森新五郎御雇、為御知前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、額田村渡舟入札三枚、吟味方へ開札請ニ指出候事
- 一、平須村五兵衛より之申出老通、紅葉へ廻候事
- 一、*村松競馬 *上覽御幕（皇）や等之義、寛政之留書拔浜田組へ遣候事
- 一、元禄九子年日光へ木札相渡候義と有之段留之面書拔、尚又、常葉組ニも可有之間糺之上、紅葉へ相廻呉候様忠次郎方へ申遣候事

同日帰御用

一、俊祥院様御法事之節拝借之儀、吟味方問合候所、式ヶ年賦ニ相濟候段、吟味方申聞有之由、受払方より申来候事

(二七五)

*平須村 ひらす村（茨城郡）。浜田組に属する。現水戸市平須町。千波・緑丘台地の南の平坦地に位置する。

*村松競馬 例年四月九日、村松大神宮を主体とした神輿渡御の祭り（ヤンサマチ）に併せ競馬があった。村松大神宮から酒列磯前神社まで六頭の馬が海岸線を駆けた。

*上覽 じょうらん。天皇または貴人がご覧になること。ここでは藩主。

(二七六)

代官役

下目付

岡部団蔵

五藤儀八

寺社下役

作事方

長山栄助

箱崎善衛門

医師

組頭 左次衛門

比佐玄意

〃 左兵衛

名主

〃 嘉左衛門

大平権次郎

〃 吉三郎

右、当村吉之平於湯長谷死失二付、始終出役ニ而御取扱之方々ニ御座候、以上

巳三月

久慈村庄屋

伊兵衛

与頭

四人

(二七七)

以書付致啓達候、馬場御殿、太田 御旅館場へ為御引ニ相成候付而ハ、万一御近火之節ハ是迄之村方太田 御殿へ走付候様ニト之儀、別紙之通御奉行衆より御達御座候付、則別紙相廻申候間、御扱下村々へ者宜御達可被成候、此段得御意度如斯御座候、以上

四月二日

入江忠八郎

加藤孫三郎様

馬場之事カ

〔太田 御殿御近火之節、走付人足村數相糺候へハ、別紙之通申出候、然ル所右 御殿、此度太田 御旅館場へ為御引ニ相成候付而ハ、万一御近火之節、是迄之村方太田 御殿江走付候様扱御郡方江御達ニ而可然奉存候、御殿守方へ者手元より相達可申候間、御郡方へ御達之節、私共へも御達可被下候、其節赤須藤次郎等へ者相達可申候事

御用人共

覚

*大門村 大平村 増井村 小野村 新宿村 瑞龍村 里野宮村 白羽村 田渡村 西宮村 三才村 太田村 〆拾式ケ村
右之通り

(二七八)

四月五日仕出御用

一、綿引伊衛門褒美之廻状壹通、増井へ返候様
一、郷中諸職人之義申出廻状、御着城之節手附中御返筋へ 罷出候廻状、宮田清助御呵之廻状、〆三
通大里へ廻候様

一、御供先ニ而御貸合羽之廻状、御旅先ニ而炭油之廻状、〆式通小菅へ廻候様
一、伊藤三郎兵衛殿、部田野村にて竹木拝領相済候付、前振書抜浜田組へ相廻候事
一、太田御殿走付人足御達書、御奉行衆へ御返上致候事
右、受払方へ廻ス

同日受払方帰り御用

一、額田村渡舟入札三枚、吟味方開札相済下り候事

(二七七)

*大門村 おおかど村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市上、下大門町付近。村内に国見山、親鸞遺跡の枕石寺跡がある。

*大平村 おおだいら村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市大平。山田川の東にあり支流湯の沢(ゆのさわ)沿いの谷間にある村。

*小野村 おの村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市瑞竜町。里川の西にあり、北は瑞竜村。久安年間、小野崎通盛が創建した小野崎城跡がある。

*新宿村 あらじゆく村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市新宿町。徳川光圀の隠居所の西山荘や久昌寺がある。

*瑞龍村 ずいりゆう村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市瑞竜町。村内に水戸藩主徳川家累代の墓所がある。

*西宮村 にしみや村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市西宮町。里川西岸に位置する村。

- 一、向山常福寺御普請竹木御断、御用人衆より御達有之由之事
 - 一、舩夫金等御証文之内白羽村等給知不相分候間、書出候様吟味方より申聞有之由之事
 - 一、横堀村儀介等牢扶持代之事、別紙之通催促有之事
- 右、受払方より申来候事

(二七九)

向山常福寺御普請御用郷人足・竹木・縄・藁菰其外諸品御入用次第被指出候様、石神御郡方へ御断被成可被下候、以上

四月

御普請方

(二八〇)

覚

金壹両貳分也 横堀村 鏝五百文 上高場村

儀介 久蔵

ノ式人

右之者共、獄扶持代相滞候付、穀屋へ払方ニ指支候由、富田太郎より申出有之候由、来ル九日迄ニ皆納致候様御達ニ致度候事

四月

御町方

石神御郡方

(二八一)

(二七八)

*部田野村 へたの村(那珂郡)。浜田組に属する。現ひたちなか市部田野。中丸川左岸の水田地帯と大地とからなる。

*舩 もやい。舩金のこと。舩金とは元知行取りの武士が江戸詰めの際に人夫の代わりとして賜るもので、それを無役の他の知行取りから出させて配分した。この金はそれぞれの知行所から徴収された。

(二七九)

*郷人足 郷村から往来駅場御用・御普請並びに村用その外諸御用・新葬並びに法事御用などで挑発された人足。

*藁菰 わらこも。藁は稲麦などの茎を乾かしたもの。菰は粗く織ったむしろ。もとはマコモを材料にした。

石神御郡方

舩夫金雜石御免御証文之内

白羽 稲田 白方 大森 高野

右村々、御給知之分書出

(二八二)

一、小木津村畠方壺斗四升四合御救帳より達候意味
右、吟味方より申聞有之事

(二八三―一)

此度、御寄合ニ而出来候草稿、別紙之通相廻候条、御順覽可被成候、以上

四月三日

小原忠次郎

九郡宛

此廻状配符にて大里へ廻ス

(二八三―二)

*郷鳥見、居村ニおいて役高引之儀御達御座候処、村々傷ニも罷成、郷中御厭之儀、厚キ御仁慈之思召
ニも相並不申様奉存候間、役高引御止之義、委細先日忠次郎・次郎左衛門申出候処、いつれニも役高
相引候様再応御達之趣も御座候付、役高相引候様可仕候所、居村々ニ而計相引候而者、其村々而已相
傷、折角郷中御厭之思召被為在候砌ニ而、村々氣請も如何と奉存候間、黒鍬荒子増給分ニ順村々割物
ニいたし、右役高代御鷹場村々より割取相渡候様可仕候

一、郷鳥見共帯刀之儀、尚亦御達御座候処、彼是故障之筋も相見申候付、帯刀不仕候様御達ニ仕度旨、

是亦忠次郎等より申出候処、先例ニ候間帯刀為仕候旨御達之趣も御座候得共、一体百姓之内より

(二八三―二)

*郷鳥見 ごとりとみ。鳥見とは江
戸幕府や諸藩に置かれた鷹場役人。
將軍あるいは藩主の鷹場の管理を
し、密猟の禁制などにあたった。

御立被成候もの二付、たとへ郷鳥見被仰付置候中二而も、村役人共之支配をも請候もの二御座候得者、帯刀仕候様二而者、村役人共取扱之指支ハ勿論、彼是故障之筋も相見、委細者先日忠次郎等より申上候通二有之、尚更先例帯刀仕候段於役所ハ相心得不申、いつれ二も件之通故障も相見申候間、帯刀ハ不仕候様仕度、此段亦々申上候、以上

三月

御郡奉行共

(二八四―一)

郷士共二男以下帯刀ハ不罷成御法二有之、既二太田村郷士羽部祐九郎義、御法相背キ三男江帯刀為仕候二付、旧冬御舟も御座候処、二男以下同居之中二限、帯刀御免之義、別紙写之通郷士共より願出申候処、件之通祐九郎御舟無間も願出候段ハ甚不心得至極二御座候間、其旨相達願書指戻シ申候得共、此段御心得二申上候、以上

三月

御郡奉行共

(二八四―二)

一、我々共次男以下帯刀不相成哉否之義、屹与相弁候儀無御座候得共、同居之中ハ先規より一統為帶來候処、右之義二付去冬中同役羽部祐九郎御達之振、尚亦此度大里御陣屋より御達之趣承知仕候而者重々恐入奉存候、我々共一統郷宅二罷在、獵師支配而已二而為指御奉公筋も無御座候得共、御武役御手当数二も相加リ居候得者、末々倅共養育仕為致同居置、万々一御用之節ハ、事二より彼等も召連罷出、乍恐身分相応之御用二も相立度事二ハ、嫡子病身等二而、往々御奉公筋相勤兼候様成人物二も御座候へハ、二三男二不限養子二仕度、常々覚悟仕罷在候、尤我々共御武役之儀ハ勿論、平日とても重立候御用向有之罷出候節ハ、家来へも帯刀為致候身分二御ざ候処、同居たり共二男以下帯刀不相成候様罷成候而者、家来帯刀為仕候所へも甚相当不仕、且亦養育役界仕置^(マ)万々一之節御用二も相備申度、平日 上之御厚恩教訓等仕候二も、前件之通二男以下農人同様之御見通二罷成候而

(二八四―二)

*大里御陣屋 入江忠八郎が郡奉行を勤めた大里組の役所。現在の常陸太田市大里町一分台(いちぶだい)にあった。(七六) 大里組を参照。

者、甚指支歎敷次第二奉存候間、何卒御仁恵之御了簡ヲ以、二男以下共同居候中二限、帯刀御免許被下置候様、仕度此段相濟候様偏二奉願候、以上

二月

横須賀喜内

(二八五一一)

*西本願寺より使僧ヲ以 御領中右門徒末寺へ教諭致され候義ニ付、御達之趣承知仕候処、一向宗之教法我々とも承候趣ニ而者、重悪之罪人ニ而も阿弥陀仏之名号さへ唱申候得者、極楽へ救取候由申聞候由、是即悪人増長愚俗帰依仕候第一義ニ而、御政事之妨此上なき事と奉存候、其上御領中百姓皆それ〳〵之宗旨御座候得共、一向宗教諭触流等仕候ハ、外之宗旨之もの共之内帰依等出来、以之外不可然奉存候、たとひ育子等之儀右教法ニ而行届候共、又一方之大害可生事と奉存候、況 文公様より御引続被遊候而、育子之儀厚被仰付候上ハ、右等教諭の力ヲ御借り被遊候ニもおよひ申間敷と奉存候、東照宮之御神徳古今ノ比類無之御儀申上候ニ不及候次第、土呂・針崎ノ一向宗謀反仕、御譜代之歴々迄多ク是二党与仕候而、御合戦御座候儀も誠ニ大害指当り候而之よき見合ニ可有御座奉存候、仍而右教法之義ハ更ニ御断被下候様仕度、別紙返上此段申上候、以上

四月

御郡奉行共

御町奉行郡奉行中へ

西本願寺より使僧を以別紙之通申上候条、其旨御心得宜可取計事

(二八五一一)

*関東筋之儀、国々問引と号出生之赤子ヲ殺候儀、前々より有之候付、右体悪風相止候様可及教諭之旨、先年従 公儀諸宗本山江御達御座候、其節従御門主も末寺ともへ寺別使僧巡在被仰付門末共御教諭有之、已来無怠門徒共教諭可仕旨精々被仰付、若シ問引殺候もの有之隠置、外より於相頭二ハ、坊主よ

(二八五一一)

*西本願寺 浄土真宗本願寺派の本山。京都市下京区堀川通七条にある。文永九年、親鸞の娘覚信尼が造営した東山大谷の御影堂祖廟を起源とする。天正十九年、豊臣秀吉が寄進した現在地に移る。本派本願寺・お西とも称する。(三六九一一) 西派を参照。

*帰依 きえ。神仏や高僧を深く信仰し、その教えに従い威徳を仰ぐこと。

*政事 藩の政治向きのこと。政治上のことから。政治上の事務。幕府内外の政事について將軍を補佐するために置いた職。

*土呂・針崎ノ一向宗謀反 永祿六年から翌七年にかけて、三河の土呂(岡崎市)・針崎(同市)・野寺(安城市)の一向衆徒が徳川家康に対して起こした一揆をいう。松平家臣が一向宗寺院の不入権を侵害したことが発端となり、松平家臣を二分した大きな動乱となり和平で平定した。

りも重科可被仰付旨嚴敷被仰渡有之候所、近來等閑二相成、彼悪風今以不相止村々有之趣御門主達御聽、甚以御悲歎被成候、尤其御領内之義ハ一統御手厚、育子之儀は御世話被為行届候趣故、彼悪風ハ有御座間敷候得共、今般宗意法義引立候上より、精々育子之儀御教諭被成度、無量壽寺其御領内へも被指向候、尤貧寺・小寺二而も引請相成候様致手輕、已來年々壹度ツ、巡在教諭之積リニ被仰付候事々之義ニ御座候へハ、御領内へ入込候節、別段御届不被成、御会积等之儀ハ御互ニ御断被成候、仍之右等趣末寺門徒共迄兼而御触流被下候様御頼被遣候

巳三月

(二八六一)

△印来状申出前拾三枚目ニ有

扱下久慈村吉之平と申もの、奥州於湯長谷致水死候付、委細先達而奉伺、死骸引取候儀為懸合候処、別紙之通返書致到来、且吉之平死骸為請取村役人并由緒之もの共一同指遣候所、先キ方役人中より万事念頃ニ預指図、同所長徳寺へ葬候段村方より申出候、仍而被下物御座候而可然哉と前振書拔ヲも付札二仕、別紙草稿目論入御覽来帳并村申出共指添、此段奉伺候、以上

四月

加藤孫三郎

覚

一、金百疋ツ、

代官

岡部団蔵

寺社下役

長山栄介

下目付

五藤儀八

(二八五一一)

*間引 まびき。口べらしのため親が生児を殺すこと。

*等閑 とうかん。物事をいい加減にすること。なおざり。おろそか。意を用いないこと。

一、青銅式貫文

此者万事引請余計之世話も有之由ニ付

一、同五百文ツ、

右之通りニ御座候、以上

右文通・金子共、御中間儀左衛門・藤兵衛へ渡ス

月日

付札

文化三寅六月河原子村和十、平領ニ而変死ニ付由緒之者罷越、死骸仮埋いたし世話ニ相成候付
金式百疋ツ、

青銅壺貫文ツ、

作事方

箱崎善衛門

医師

比佐玄意

名主

大平権次郎

組頭

佐次衛門

〃

李兵衛

〃

嘉左衛門

〃

吉三郎

上矢田村

名主

蔵之衛門

(二八六一)

*平領 たいら領。ここでは湯長谷藩領をさす。もと内藤家磐城平藩の支藩であった。陸奥国磐前郡菊多郡に一万石をもち、下湯長谷村に城を築いた。代々内藤氏が藩主を勤めたが、本藩の内藤氏は延享四年に日向国延岡へ転封となった。

金百疋

上矢田村

米屋

惣七

円福寺

(二八六一二)

以書付致啓達候、暑氣之節、弥御堅固被成御勤役珍重御事ニ御座候、然ハ支配所久慈村吉之平水死之
御より、彼是預御世話候旨、同村役人申出候間々、其筋へも及演舌候処、旁御取扱ニ相成候付御内々
ニ而別紙覚書之通致進入候条、宜御取扱可被下候、右之段可得御意如斯御座候、恐惶謹言

月 日

小松崎伴助

名乗書判

武田伴衛門

右同断

右色才助様

野村新助様(衛門)

右文通江被下物一同、巳六月二日、御飛脚ヲ以指遣候事

(二八七)

覚

挑灯壹張

*行灯壹ツ

右、水木村異国船御番所へ先年より指置候分紛失仕候付、窺之上吟味方ニ而御品出来代鑑上納仕度段、
去十一月中吟味方へ者御断申出候所、今以右役所へ不相廻由ニ付、早速御断可被下候、以上

四月

加藤孫三郎

(二八六一二)

*演舌 えんぜつ。多くの人々の前で意見や道理を述べること。近世では演舌が用いられ、明治以降、演説が用いられた。

(二八七)

*行灯 あんどん。木等の柱に紙を貼り、中に油皿を入れて灯火をとます具。室内に置くもの。柱に掛けるもの。さげ歩くものなどがある。

(二八八一)

乍恐以口上書奉申上候事

一、廻船壹艘

舟主

庄屋

藤兵衛 印

(二八八一)

*山野辺主水正 山野辺義質。水戸藩家老。山野辺義風の養子。実は左膳保受君の男。文化十一年十二月十三日、六〇歳で死去。

*入津 にゆうしん。船が河海の津(港)に入ること。入港。にゆうつ。

*小名浜 おなはま。陸奥国楡葉郡小名浜。現いわき市小名浜。はじめは岩城平藩領であったが、延享四年内藤家が転封の後幕府領となり、代官所が置かれた。年貢や諸物資の移出入を中継する商港と漁港の両面を持つていた。

*水主 かこ。「か」は楫(かじ)、「こ」は人の意味。船を漕ぐ者。船乗り。船頭以外の一般船員をいった。

右廻船、去暮中より御城米運送仕候処、村々御城米旧冬御積切りニ相成候付、山野辺主水正様去辰物成初百俵居村より納俵有之候、其外炭荷物等も少々有之候、積合ニ仕度去ル廿三日朝五ツ時、右船下ケ仕候処、雲模様悪敷罷成候ニ付、右荷物積入不申、同日暮方迄居村沖合ニ右船懸ケ置候得共、次第二時化模様ニ罷成由懸り安心不仕、何卒平潟港へ入津仕度、同日暮方同所出帆仕候所、次第二南風烈敷増添時化模様罷成、暫時ニ遠沖へ被吹出、最早及夜深雨降り出東西相分り兼、致方無之下ケ帆いたし罷在候内、段々夜明ケ罷成、陸ニ見付候へハ、小名浜沖ニ罷在候ニ付、乗船一同身命限相働、漸奥州江之細村船戸と申所へ入津仕度、折柄高波ニ而磯合へ被折込致方無之罷在候内、打続高波ニ而艫^船戒諸道具不残被打払、水主之者共一命危相見候付、右村より介船指出水主四人乗、不残右船ニ乗移引揚介抱仕候内、本船ハ数度高波ニ而被揉立、翌廿四日八ツ時及破船候、仍而乗組之もの一人其所村役人へ罷出、右破舟之次第一々申届ケ、早速村役人足大勢召連罷出、流寄候海具并諸道具等為引揚下知仕候由ニ御座候、仍而右破船之次第何ニとも奉恐入候御儀ニハ御座候得共、以口上書右御訴奉申上候、仍而如件

文化六年巳三月

伊師浜村

庄屋 藤兵衛 印

与頭 式人 印

御郡御奉行所様

(二八八一—二)

浦請文之事

一、常州伊師浜藤兵衛殿手船仲舟頭忠次衛門乗、居村御給所分物成初積立候ニ付、去ル廿三日舟下ケ仕候処、風様悪鋪次第ニ南風強ク当浦へはしり懸リ候所、俄ニ高波ニ相成候俟、当村之内舟戸と申所へ廿四日八ツ時入津いたし、日和相待候様子相見、間口へ指懸リ候得共、高波勿論南風強何様ニも貫出兼候趣ニ付、引舟出シ彼是成丈之工夫仕候得共、高波故難洪相凌かたく、水主共一命危相見候俟、右引舟ニ而水主共一命計漸相介抱仕候内、空船ハ高波ニ而磯際へ被打候付、破船ニ相成候故、村中之もの共ハ不及申、近辺馳着村役人面々立会之上、破船之諸道具不残取揚、仲舟頭忠次衛門方より請取証文取之候、取揚候諸道具不残相渡シ申候、然上ハ後日ニ一言之否有之間鋪候、仍而一札如件

文化六年巳三月

奥州檣葉郡

江之網村浜役

清兵衛 印

名主

太郎兵衛 印

常州多賀郡

伊師浜村

舟主藤兵衛殿

(二八八一—三)

扱下伊師浜村庄屋藤兵衛と申もの之廻船、船頭・水主共都合四人乗ニ而、山野辺主水正殿去辰物成初并其外売荷積合、居浜より運送可仕と、去月廿三日朝船下ケ仕候由之処、時化模様ニ付荷物積入不申日和見合、同日夕まで居村沖ニ懸居候処、南風ニ而被吹流、他領奥州檣葉郡御料所江之網村沖ニ而翌

(二八八一—二)

*貫出 ぬきだす。引き抜いてだす。取り出す。

*江之網村 えのあみ村。陸奥国檣葉郡田之網村の中に含まれていた枝郷。廻米の積出港であったが規模は小さかった。

(二八八一—三)

*時化 しけ。海で暴風雨が続くこと。海が荒れること。暴風雨のため魚類がとれないこと。

廿四日破船仕、尤船頭水主共無難ニ揚リ候旨飛脚到来仕候付、舟主藤兵衛早速罷越見届被申候所、廻船ハ流失仕候得共、全ク破船之義ニ而疑心之筋無御座候間、浦証文取替海具取揚候分相払、且亦破船之砌より村役人并人足等旁世話ニも罷成候ニ付、夫々ニ謝礼仕罷帰候趣訴出候儀ニ御座候、尤見合も御座候間、此上御付届等ニもおよひ申間敷哉と奉存候、仍而此段申上候、以上

四月

加藤孫三郎

(二八九)

覚

一、井戸壺ケ所

是ハ、井ケ輪・桶ケ輪とも朽損候間、新キ居替之分

一、駒除壺ケ所 但、高三尺
長五間宛

是ハ、両方共朽損候間、新キ仕替之分

右御入目

一、杉貫式拾式挺 但、長式間
巾四寸

代鏢壹貫八百參拾式文

一、中竹拾本

代鏢五百文

一、栗丸太拾本 但、長四尺五寸
廻り六七寸

代鏢式百文

一、五寸釘拾本

(二八八—三)

*御料所

ごりようしよ。特定の所用の料にあてるための所領を料所というが、中世では天皇の生活の資にあてる荘園を御料所という。江戸幕府の直轄領や蔵入地も御料所と呼ばれた。

*浦証文 うらしょうもん。廻船が遭難してもっとも近い浦へ着いた場合、難船前後の状況、捨て荷、残り荷、船体、諸道具の状態などにつき、その浦の役人が取り調べてつくる海難証明書。浦手形、浦切手、浦証、浦状ともいう。

(二八九)

*井ケ輪 いがわ。井筒のこと。木や石でつくった井戸の地上の囲いで円形のもの。

*桶ケ輪 おけがわ。桶のたが。

*杉貫 すぎぬき。柱と柱とを横に貫いて連ねる杉材。

代鑑參拾文

一、桶屋四工

此日雇錢壹貫百三拾貳文

一、人足五人

此日雇錢壹貫文

ノ鑑四貫六百九拾四文

金ノ貳分式朱鑑五百七拾文

右、白庭村穀留御番所并ケ輪・駒除繕御普請御断在之候付、支配指出見分為仕候所、何れも朽損新キ仕替不申候而ハ保兼、猶又別高村方故、諸品并日雇錢等迄大凶代料之仕様此段申聞候、以上

四月

加藤孫三郎

(二九〇)

以書付致啓達候、御扱下高貫村寿福院義、御宮御祭礼法師武者当番ニ而、来ル十六日より右御山内へ相詰候間、伝馬壹疋之御証文例之通、右村庄屋方へ御渡被下度御ざ候、以上

四月九日

一瀬藤兵衛

加藤孫三郎様

(二九一一)

乍恐書付を以奉願上候事

高五斗七升六合

一、

会瀬村

百姓清八後家

なを

年六十四

女子あき

年三十三

孫女子とめ

年十

(二九一一)

* 出奔 しゅっぱん。村を飛び出すこと。逃げて跡をくらすこと。逐電。逃亡。

右清八儀、極窮之上壯年より病身ニ而及飢候付、遠国者聳ニ仕置候所、女子とめ出生後出奔^{*}、女子あき事ハ甚愚成者ニ御座候へハ、村役人取扱ニも罷成兼候故、享和四年子正月奉願上候処、御慈悲之御了簡を以御見分被成下置、清八儀ハ存命之内孫とめ方へ者十五才迄飢人御扶持被下置候御達ニ而、当時被下置候者ニ御座候、然ル所後家なを儀も及老年ニ何様にも取続兼候故、又々奉願上候ハ何卒再御見分被成下置、後家なを方へも飢人御扶持被下置候様奉願上候、願之通被仰付被下置候ハ、当人共ハ不及申上、村役人之我々共一同難有仕合奉存候、仍如件

文化六年巳三月

右村庄屋

伝左衛門

三人

御郡御奉行所様

(二九一一)

会瀬村

百姓清八後家

なを

年六十四

右之者、御救御扶持願出候付、為相糺候所、夫死後病身ニ相成次第第二及老年、何れにも取続兼候趣無相違相聞候付、何卒来月朔日朝より存生之内御救御扶持稗被下置候様仕度、此段奉伺候、以上

四月

加藤孫三郎

(二九二)

四月十日仕出御用

- 一、湯長谷へ被下物文通伺、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、臼庭村穀留番所御入目積伺、前留通御用人衆へ指出候事
- 一、異国番所行灯等之義、前留通御奉行衆へ指出候事
- 一、内田村儀三郎小間遣ニ相済候付、請状印形相極、別留之通江戸福生十五郎方へ為指登候事
- 一、艾納之廻状浜田へ返候事
- 一、会瀬村清八飢人御扶持願、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、夫食雜石証文御救帳へ不突合候之内仕出壺通、吟味方へ指出候事

(二九三―一)

郷中隠萱手共改人之義二付、此間御相談申候通別紙之通筋へ申出候二付、草稿御留ニ相廻申候条御覽御順達可被成候、以上

四月五日

小宮山次郎衛門

九郡宛

尚々、先廻状共相添相廻申候、以上

(二九三―二)

郷中隠萱手共多分有之、太田村近郷四拾五ヶ村ニ而御国役相勤候、萱手五拾壺式人隠萱手とも八拾壺人有之旨別紙改書之通、萱手とも吟味之上指出候所、以来者友吟味いたし候へハ働方も横着無之葺地堅仕可指上候間、御国役十日二付、金壺分ツ、被下不勤之ものも右同様之わりヲ以相納候様仕度旨別

紙之通願出候由ニ而、御普請奉行中申出共御下ケ御達之趣承知仕同役とも相談仕候処、右之義ニ付而者去正月中御達在之申上候振も有之、尚更隠職人之儀ニ付候而ハ、去八月中御達之趣も御座候付、其後ハ別而念人相改元帳ニ組入候得とも、右之者とも申出候通、両扱多分之隠シ職人有之候而ハ不相濟候事ニ付、屹ト吟味之上諸郡一同尚更相糺、元帳ニ組入、御普請方御用為相勤候様可仕候、乍併是迄御普請方ニ而隠職人呼出候内ニも、多クハ老人病身等之類本職ハ相勤(丸脱)らす候故、不組入者とも多御座候へ者八拾老人之内ニも同様之者可有之奉存候、扱また御普請奉行申出候萱手とも連印ニ而願出候間、故障在之間敷と相見候処、太田近郷之もの僅拾人余ニ而願出候迎、御国中之萱手とも一統之存意与申筋ニも無之、畢竟其者とも度々呼出ニ而御用も多相勤、御免ヲ願候而も不相濟候付、自分々之指支故作料増之儀致了簡候歟とも奉存候、すへて郷中職人工料之儀ハ定も有之所、私ニ時々引揚候事も有之、役所より其度ことに相制候得とも、上より之御作料十日ニ付老分宛ニ御引上被成候ハ、右之故障ニも相成可申奉存候、一体萱手共之風儀あしく手をぬき葺地疎末ニ仕候故、作事仕候者も多ク、他所萱手細工丁寧ニ仕候ヲ好申候得共、当時五百文ツ、之役錢ニ而も他所もの參り兼候由ニ御座候、依而ハ素人共申合自分家上、由緒・近所等之家上ハ自分細工ニ可成ニも仕候類多御座候由、八拾老人之内右様之類も御座候儀と奉存候、得ト相改御普請方江申遣候様可仕候、其中稀ニハ本職仕候程之者も可有御座候処、元来家内ニ老人・子供杯のミ有之、泊リニ罷出候事不相成候間、御陣屋・御稗藏日戻之場所御用被仰付、水戸表御用御免ニ仕度段申ものも御座候付、右様之者ハ得ト吟味之上役所御用ニハ召仕置候間、御用更ニ不相勤与申筋二者無御座候、且右之小細工萱手とも迄都而役錢金壹分ツ、指出候与罷成候而ハ大ニ傷ニ相成、右之萱手共多クハ相止、郷中普請ニも指支可申哉と奉存候、御用不相勤ものより役錢取立候義、郷中ならしニ相成宜様ニ了簡仕候儀与奉存候得とも、於役所者元来大工・元山等より未進鏝取立候儀も不宜候事ニ奉存候間、相願申度ほととの存入ニ御座候得者、萱手共へ新キニ申付候儀者、尚以仕兼候事ニ御座候、元来御百姓とも田畠も御取附四公六民之御定ニ而御収納被込候事故、元より不輕候得とも、其上ニ夫金・雜石以下種々様々之掛り物沢山有之、御田地而已にて取続不相成候付、農間ニハ萱手其外種々の職分ヲも仕候間、御上納足り合ニ仕候事ニ御座候、

(二九三—二)

*四公六民 江戸時代の標準的な年貢割合。その年の収穫の四割を年貢として官に納め、六割を農民の収入とする。

扱又右様職分仕候逆も、配符伝馬・諸人足之御用是また相勤申候、乍併職分仕候上ハ御用有之節罷出相勤申候義ハ、何分御国役相勤可然奉存候得とも、御用無之節迄未進鏝相納候様ニ而ハ二重三重ニ御用勤、上納も二重ニ仕候形ニ相成候、殊ニ平年遠郷等へ御用被^{マツ}仰付候義ハ無之候ニ、年々未進鏝相納申候、右ニ相成候而ハ以之外相傷、普請仕候者ともより賃せん引取候願など出候ハ指見候義旁以不可然奉存候間、先日も隠職人之義ニ付申上候通、右役所ニ而聞出候役所へ申遣候得者、早速吟味元帳へ組入御用為相勤候間、右之筋願有之候共、不取受候様ニ御普請方へ御達被下候様仕度奉存候、前件之通百姓農間之職人ハ二三重ニ御用相勤候間、都而寛容之御了簡御座候様仕度奉存候、仍而別紙両通返上、此段申上候、以上

三月

御郡奉行共

(二九四)

郷中隠職人御普請方ニ而直呼出之儀、并萱手共より役金取納候儀ニ付、先日御寄合之節御役名ニ而御奉行衆へ申出候処、右両件とも申出之通相濟候旨御奉行衆より今日御達御座候間、此段得御意候、以上

四月九日

藤田次郎左衛門

九郡宛

(二九五)

石神白方村

庄屋

平左衛門

与頭

五郎左衛門

〃 喜三郎
〃 左吉
〃 常三郎

右者、同村常衛門事銀衛門糺之義、村役人共一同取扱不行届恐入候旨、当二月中申出候趣ニ申出候処、
以来之儀相達候条、其旨相運候様達之事
右、御目付方より達候事

(二九六)

先達而得御意候、郷鳥見共役引之義、唯今ニ其村方へ御断不相廻よしニ而、諸人足当りも有之指支之
趣ニ申出も有之、最早 出御之度ニ御供ニも指出候へハ指支候間、早々御断相廻候様致度御座候、此
段得御意度如此ニ御座候、以上

四月六日

御鷹掛*
吟味役共

加藤孫三郎様

(二九七)

覚

額田村
幾介

同村
与三郎

メ式人

右之ものとも入獄被仰付候ニ付、獄扶持代其外諸入用之品有之候間、一兩日之内村役人罷越相納候様、

(二九六)

*鷹掛 たかがかり。小姓頭の中に
御鷹掛りがあり、鷹匠衆の連絡にあ
たっていたと考えられる。

富田太十郎より申出有之候条、早々罷出候様ニ御達にいたし度候事

巳四月九日

御町方

石神御郡方

(二九八)

私妻御普請方半蔵娘、御先手^{*}同心宇佐美友衛門媒酌を以、縁辺取組申度内談仕候間、此段相済候様御取成奉願上候、以上

三月廿九日

田崎庄衛門

武田伴衛門様

小松崎伴介様

右、役所場にて其筋へ者不指出候事

(二九九)

杉苗御買上代請取手形御裏判相済候付、御勘定所へ指出候所、去年分ニ有之候ハ、去年中被申受義文言へ書入、尚又仕出延引ニ有之間御断申出候様、且前金等有之候ハ、是又書入候様御勘定所より達し御座候間、其旨申越可被成候、以上
右、受払方より申来候事

(三〇〇)

以書付致啓達候、扱下河原子村舟主嘉左衛門と申もの今朝致出船、沖合ニ而丸浮亀取揚罷帰候処、高覧ニも入候様可被成哉と入存候、役所へ指出候付送遣候間、宜御取扱御座候様致度、此段得御意候、以上

四月十四日

加藤孫三郎

(三一九)

*先手同心 ささてどうしん。先手組に属する同心。江戸幕府の職名で、江戸城内外の警護、將軍出向の際の警護、市中の火付け盗賊改めなどにあたった。水戸藩も同格の役職をおいた。(四〇〇―一)先手物頭を参照。

伍島善衛門様

御書面ヲそへ村繼ニ而御肴方へ即日遣候事

(三〇一一)

以書付致啓上候、御扱下額田村幾助等出牢被仰付候由ニ而、別紙之通御町方より申来候間、村役人并人足明日五ツ半時迄ニ牢屋敷へ罷出候様御達可被成候、尤牢屋敷へハ役所より忝人罷出居候間、右之御心得ニ而村役人へ御達可被成候、右之段得御意度如此ニ御座候、以上

四月十四日

庄兵衛

甚作

伴介様 茂三郎様

(三〇一二)

以 書付致啓達候、加藤孫三郎殿御扱下額田村幾助・同人倅与三郎兩人ハ出牢村預、同村伊兵衛下男越後国出弥四郎義ハ是又出牢主人へ御預ケ被仰付候間、右請取之御支配明日五ツ半時牢屋敷へ罷出候様可被御申付候、尤右之趣御奉行衆よりも御断可有之と存候、以上

四月十四日

* 雨宮又衛門

藤田次郎左衛門様

(三〇一三)

* 瑞龍山等江願王院参拜ニ罷越候ニ付、歩伝馬等之儀別紙之通御断相廻候間、宜御取計可被成候、御順覽可被成候、以上

四月十六日

藤田次郎左衛門

小原忠次郎様 入江忠八郎様 加藤孫三郎様

(三〇一二)

* 雨宮又衛門 雨宮広安。水戸藩御軍用懸り。雨宮安尊の養子。実は原玄春昌術の二男。天保三年十一月七日、七四歳で死去。著作に地誌「美ち艸」がある。

(三〇一三)

* 瑞龍山 ずいりゆうさん。水戸藩主徳川家累代の墓所地。山林六町余歩。徳川光圀は寛文元年、藩祖頼房を葬るときにこの山を墓地と定めた。式は儒礼とし墳墓の形式を一定した。

(三〇一一一)

瑞龍山等願王院參拜罷越候二付、委細別紙之通歩伝馬之儀申出有之候条、御申合宜御執計可被成候、且又御賄之儀小原忠次郎方江相達候儀、宜御取計可被成候、以上

四月十六日

岡部忠蔵

藤田次郎左衛門様

(三〇一一三)

覚

一、歩夫 拾五人

一、伝馬 六疋

右願王院、来ル十九日晝七ツ時発足にて、瑞龍山并向山江参拜ニ罷成日帰仕候、仍之道中人馬村継無滞様、御郡方江御断相廻様奉願候、若雨天ニ候ハ、廿一日ニ罷越候、以上

巳四月

御宮

四ヶ坊

寺社御奉行所

(三〇一一)

以書付致啓上候、然者磯原村野口北水江御細工之義二付、御達御さ候間御廻申候間、宜御取扱可被成候、此段得御意候、如此御座候、以上

四月十六日

次郎左衛門

孫三郎様

(三〇一四)

磯原村郷土隱居野口北水江御細工被 仰付候間、御祭礼後二八早々 御城御用部屋へ罷出候様御達二致度候、以上

四月十五日

中村与一左衛門

藤田次郎左衛門様

(三〇五)

扱下滑川村儀之衛門縁辺之儀二付、去十二月中同村儀衛門二被為負手疵一件、近々二申上、拘り之者共刑目論仕、去月中指出相伺置申候所、其節も申上候通、手疵請候後病氣二付、取臥罷在療養無油断相加候得共、不相叶当月十五日夜相果候旨、別紙之通村方より訴申出候間、右之者へ之刑当ハ相除、病死二付御沙汰二不及旨、拘り之者共へ申渡候様仕度奉存、別紙入御覽此段奉伺候、以上

四月

加藤孫三郎

(三〇六)

以書付致啓達候、孝行貞節奇特成者、公儀書出之儀、別高分ハ取調相廻候様掛合候所、手綱一纏以前之分ハ定而御役所ニテ御調被成候事トハ存候得共、此段御心得ニ得御意候、以上

四月十五日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

(三〇七)

以廻状得御意候、支配之儀二付御用御座候間、登 城可致旨去ル十三日權藏殿江申来候所、御病氣ニテ次郎左衛門殿御出仕被下候所、別紙写之通被仰渡於拙難有仕合奉存候、右為御知得御意候条、乍御世話御順達可被下候、以上

三月十八日

増子幸八郎

一、

御所務掛り調役

高瀬半兵衛

右之者、数年御奉公無懈怠勤筋存入宜、収納向ハ勿論万端心ヲ付別而骨折相勤候由相聞候ニ付、別段之義ヲ以米芫石御増被下置、御切符都合米八石被遊候条、尚又精入相勤候様可申渡もの也

(三〇八)

他所出カ致居もの共人別相除ス、やはり村方人別ニ組入置候而ハ如何ニ可有之哉之旨、御奉行衆より忠次郎殿江御尋ニ付、是迄迎も早速除候儀ニハ無之、^{*}つるし人別等之名目も有之候、尤不覚悟もの等ハ帳外願も有之節、不除分相成候而ハ指支候段御答被成候由之所、同役相談之上申出候様ニと、又々御口達御座候間、此段得御意候条御存寄御付札にて可被仰聞候、御覽御順達可被成候、以上
四月十五日
重二成り消ス
藤田次郎左衛門

(三〇九)

覚

伊師本郷

伊八事

藤吉

右ハ、村方二人别有之者ニ候哉有無之儀、御答ニ被仰聞候様致度及御掛ケ候、以上

四月十四日

御町方

石神御郡方

(三〇八)

*つるし人別 領外へ出た者を人別帳からすぐ除くのではなく、そのまま保留状態にしておくこと。

(三二〇一)

願王院瑞龍拜之儀、昨日得御意候所、来ル廿一日相成候旨御用人衆より別紙三通之通申来候間、宜御取扱可被成候、以上

四月十七日

藤田次郎左衛門

小原忠次郎様 入江忠八郎様 加藤孫三郎様

(三二〇二)

願王院瑞龍等参拝ニ付、歩伝馬之儀、昨日申達候所、別紙之通来ル廿一日、晴雨不拘参拝之筈、其筋より申出候条、御申合宜御執計可被成候、尚又御賄之儀別紙之通ニ有之候条、是又入江忠八郎方へ御達之儀旁宜御執計可被成候、以上

四月十七日

岡部忠蔵

藤田次郎左衛門様

(三二一)

覚

一、案内同心 式人 一、出家 式人

一、侍 四人 一、徒 式人

一、下人 拾三人

右、明十九日願王院瑞龍参拝ニ付、馬場・太田両村之内ニ而御賄相濟候様仕度申出候所、今十七雨(日脱カ)天にて 御祭礼ニ渡御御延引ニ相成候付、来ル廿一日晴雨ニ不拘参拝仕候旨、此段御代官方江御断可被下候、以上

巳四月

御宮

(三二一)

*馬場(村) ばば村(久慈郡)。大里組に属する。現常陸太田市馬場町。里川の西にあり、水戸から棚倉への街道筋にあたる。

*渡御 ときよ。神社の神輿(みこし)が進むこと。神輿が神社を出て氏子中を回ること。